

大江町下水道事業経営戦略

【公共下水道事業・農業集落排水事業】



日本一公園からの眺望(冬)

令和8年3月改定

目 次

§ 1 経営戦略改定の要旨	1-1
1.1 経営戦略改定の目的	1-1
1.2 経営戦略の位置付け	1-2
1.3 計画期間	1-3
§ 2 下水道事業の概要	2-1
2.1 大江町の概要	2-1
2.1.1 町の概要	2-1
2.1.2 人口の推移	2-2
2.2 下水道事業の現況	2-3
2.2.1 公共下水道事業	2-4
2.2.2 農業集落排水事業	2-5
2.2.3 下水道使用料の状況	2-6
2.2.4 組織の概要	2-7
2.2.5 経営健全化の取組み	2-8
2.3 経営指標を用いた経営分析	2-9
2.4 結果まとめ	2-26
§ 3 将来の事業環境	3-1
3.1 排水需要予測	3-1
3.1.1 将来人口の予測	3-1
3.1.2 処理区域内人口及び水洗化人口の見通し	3-4
3.1.3 年間総処理水量と年間有収水量の見通し	3-6
3.1.4 水洗化人口と下水道使用料収入の見通し	3-8
3.2 施設の見通し	3-10
3.2.1 公共下水道施設	3-10
3.2.2 農業集落排水施設	3-12
3.3 組織の見通し	3-13
3.4 財政収支見通し(使用料据置ケース)	3-14
3.5 まとめ	3-16
§ 4 経営課題と経営改善に向けた取組み	4-1
4.1 経営課題の整理	4-1
4.2 経営改善に向けた取組み	4-2
4.2.1 基本理念	4-2
4.2.2 基本方針	4-2

§ 5 投資・財政計画の策定	5-1
5.1 投資試算	5-2
5.1.1 投資計画	5-2
5.1.2 減価償却の推計	5-3
5.2 財源試算	5-4
5.2.1 使用料収入	5-4
5.2.2 企業債	5-4
5.2.3 国庫補助金等について	5-5
5.2.4 繰入金について	5-5
5.3 投資以外の経費	5-6
5.3.1 経常経費	5-6
5.3.2 支払利息	5-6
5.4 投資・財政計画の策定	5-7
5.4.1 当期純利益、繰越利益剰余金及び資金残高	5-7
5.4.2 使用料収入及び経費回収率	5-8
5.4.3 収益的収支、基準内繰入金及び基準外繰入金	5-9
5.4.4 資本的収支、基準内外繰入金及び内部留保資金	5-10
§ 6 投資・財政計画に未反映の取組みや今後検討予定の取組み	6-1
6.1 今後の投資についての検討状況	6-1
6.2 今後の財源についての検討状況	6-1
6.3 投資以外の経費についての考え方・検討状況等	6-2
6.4 業務効率化、DX・GX等の取組みについて	6-2
§ 7 経営戦略の事後検証と進捗管理	7-1
7.1 事後検証等に関する考え方	7-1
7.2 収支構造適正化に向けた取組み	7-2
7.2.1 ロードマップ	7-2
7.2.2 収支構造適正化に向けた目標設定	7-3
7.2.3 使用料単価の試算検討	7-4
7.2.4 財政収支見通し(使用料改定ケース)	7-5

§ 1 経営戦略改定の要旨

§ 1 経営戦略改定の要旨

1.1 経営戦略改定の目的

経営戦略は、公営企業が将来にわたり安定的に事業を継続していくために策定する中長期的な経営の基本計画です。

地方公営企業は、使用料収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としながら、将来にわたり、その本来の目的である公共の福祉の増進を図るよう運営することが求められています。

下水道事業の経営環境は、人口の急激な減少等に伴うサービス需要の大幅な減少や、所有する施設の老朽化による維持管理・更新コストの増大等に直面し、取り巻く事業環境は厳しいものとなっています。

将来にわたって、安定的に下水道事業を継続していくためには、自らの経営等についての的確な現状把握を行った上で、事業の効率化、経営の健全化を推進することが必要です。

本町では、平成 29 年 3 月に大江町上下水道事業経営戦略を策定し、経営の健全化に取り組んできました。

前回の経営戦略策定からの期間経過と経営環境の変化や社会情勢に応じた見直し時期を迎えていることに加え、令和 6 年 4 月から公共下水道事業と農業集落排水事業の会計を一本化し、地方公営企業法の一部適用を行い公営企業会計に移行しているため、非現金収支取引の影響を考慮した投資・財政計画への更新が必要となりました。

事業を取り巻く環境の変化を踏まえた見直しが必要であることから、今回の全面改定を実施するものです。

§ 1

経営戦略改定の要旨

§ 1

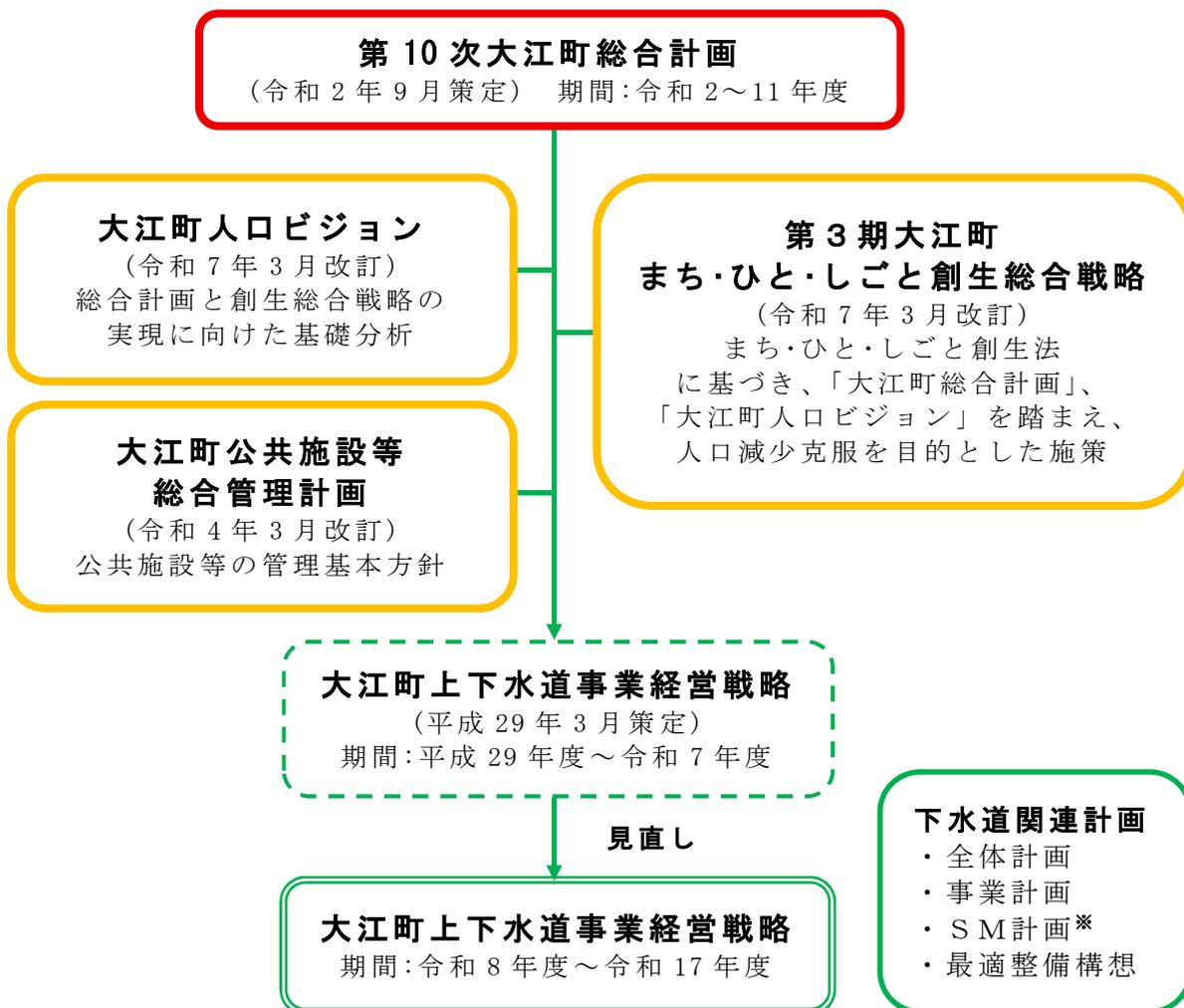
経営戦略改定の要旨

1.2 経営戦略の位置付け

各公営企業が将来にわたって安定的に住民サービスを提供し続けることが可能となるよう、総務省は各公営企業に対し「経営戦略」を令和7年度末までに策定することを要請し、併せて策定のためのガイドラインを示しました。

本下水道事業経営戦略は、ガイドラインで示された構成要素を基本に、本町をとりまく事業環境を勘案し、第10次大江町総合計画を最上位とし、第3期大江町まち・ひと・しごと創生総合計画、大江町人口ビジョン、大江町公共施設等総合管理計画等を上位計画とし、大江町公共下水道全体計画、同事業計画及び施設の改築計画である大江町浄化センターストックマネジメント計画(令和3年3月)、農業集落排水事業最適整備構想(令和3年2月)等と整合を図りつつ、下水道事業の中長期的な経営の基本計画として位置付けます。

経営戦略の改定後は、毎年度進捗管理を行い、実績との乖離について検証し、必要に応じて適宜見直しを行うことにより、この経営戦略を下水道事業の経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に資する重要なツールとして位置付けるものです。



1.3 計画期間

「経営戦略策定・改定ガイドライン」（総務省）において、「中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるように、計画期間は10年以上を基本とする。」旨が示されていること、加えて長期的な見通しには不確実性(国の制度変更、本町の財政状況の変動等)が伴うことを勘案し、本経営戦略の計画期間は

令和8年度から令和17年度までの10年間とします

表 1-1 関連計画と経営戦略の計画期間

令和 年度	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	～	33	～	42
西暦 20	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	～	51	～	60
第10次 総合計画	▶															
第3期 創生総合戦略	改訂	▶														
人口ビジョン	改訂	▶														
公共施設等 総合管理計画	▶															
上下水道事業 経営戦略		改定	▶													
公共下水道 全体・事業計画	▶															

§ 2 下水道事業の概要

§ 2 下水道事業の概要

2.1 大江町の概要

2.1.1 町の概要

大江町は、昭和 34 年 8 月 20 日に左沢町と漆川村の合併により誕生しました。

山形県のほぼ中央部、山形盆地の西部に位置し、朝日山系に源を發し最上川に注ぐ延長 24.2km の一級河川月布川を中心として東西 24km、南北 16km と東西に細長く伸びた地形となっています。

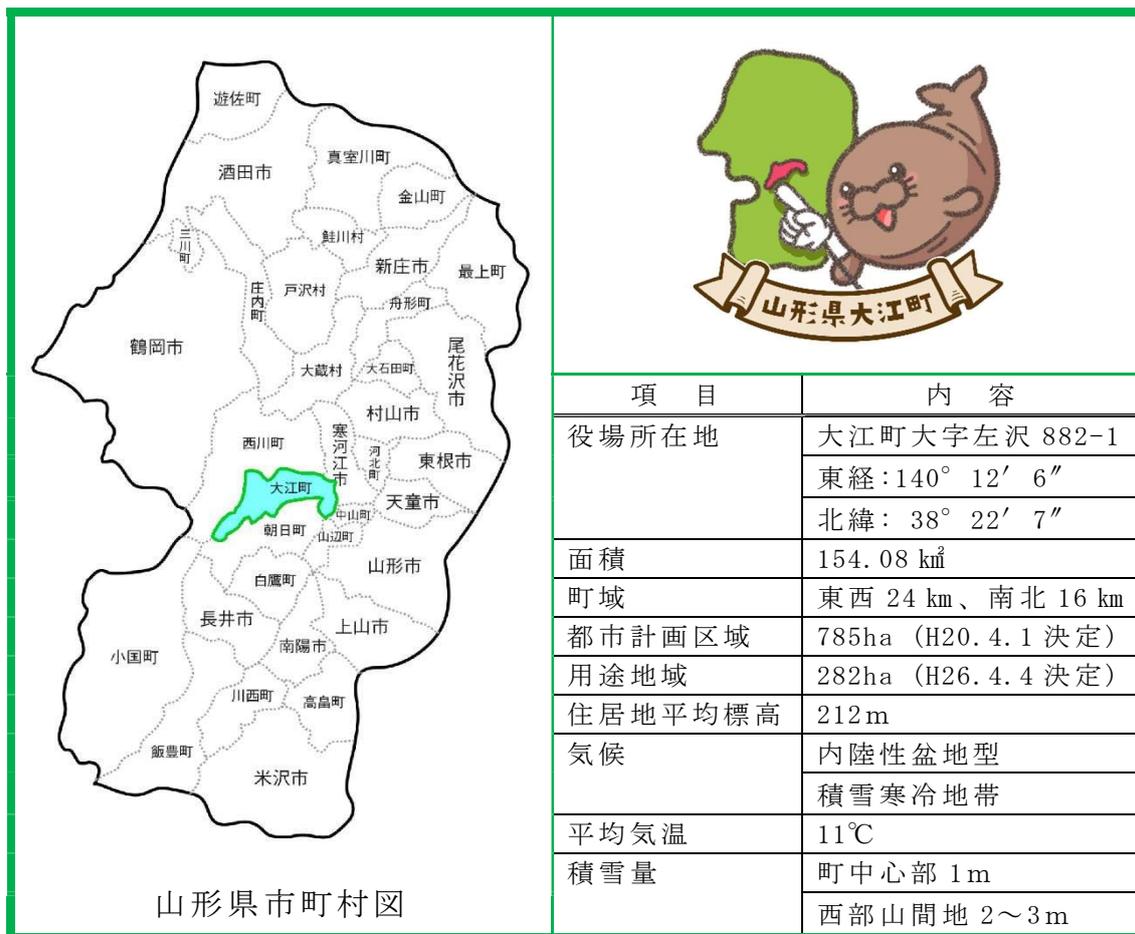
町西部は、朝日山系の小朝日岳(1,647m)、古寺山(1,501m)等の高山群に囲まれており、東に向かうに従い標高が下がり田、畑、樹園等の耕地が開け集落が散在し、町の中心市街地である左沢は、最上川と月布川が合流する町の東端に位置しています。

§ 2

下水道事業の概要

§ 2

下水道事業の概要



出典：町勢要覧(令和 6 年 12 月)他

図 2-1 大江町の概要

2.1.2 人口の推移

本町の人口は、昭和 25 年(1950)年の 17,159 人をピークに年々減少し、令和 7 年(2025 年)には 7,005 人となり、75 年間で約 1 万人減少しました。

平成 27 年(2015 年)～令和 7 年(2025 年)の過去 11 年間の行政区域内人口並びに世帯数の推移を図 2-2、表 2-1 に示します。

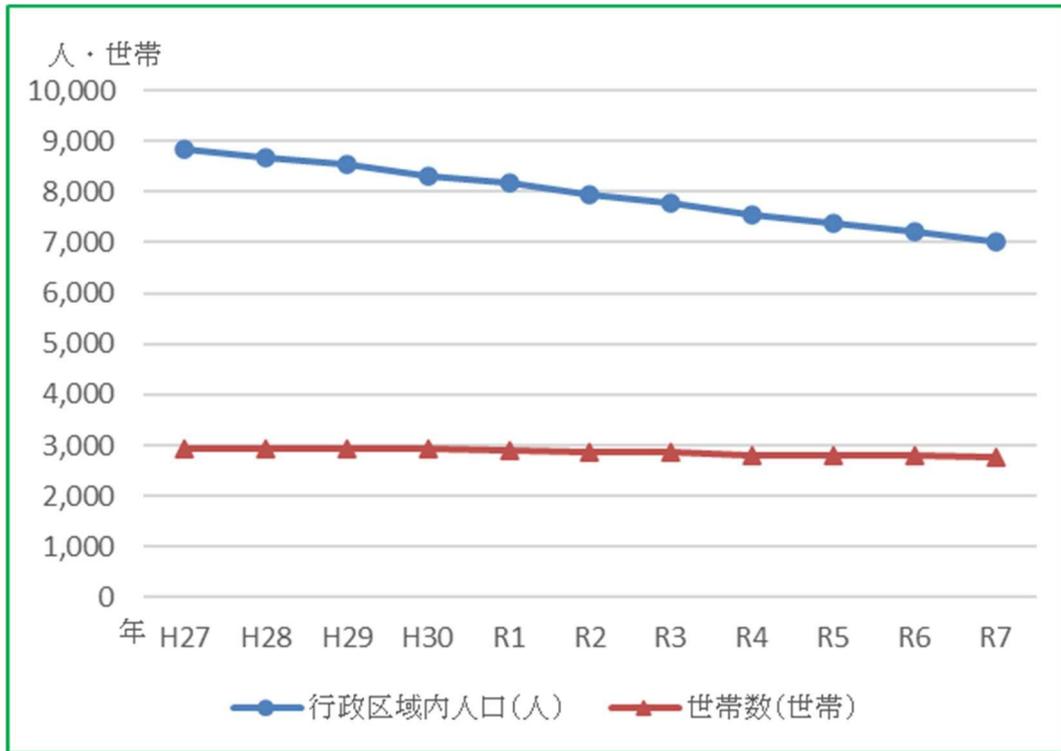


図 2-2 行政区域内人口と世帯数の推移

表 2-1 行政区域内人口と世帯数

年	H27	H28	H29	H30	R1	R2
行政区域内人口(人)	8,833	8,686	8,539	8,322	8,172	7,951
世帯数(世帯)	2,944	2,924	2,933	2,921	2,913	2,883
年	R3	R4	R5	R6	R7	-
行政区域内人口(人)	7,792	7,552	7,364	7,205	7,005	-
世帯数(世帯)	2,855	2,803	2,804	2,802	2,778	-

資料：住民基本台帳 各年 3 月 31 日 外国人含む

2.2 下水道事業の現況

本町の下水道事業には、市街地を中心に整備している単独公共下水道事業が1事業、農業集落排水事業は檜山地区と深沢・伏熊地区の2事業があります。

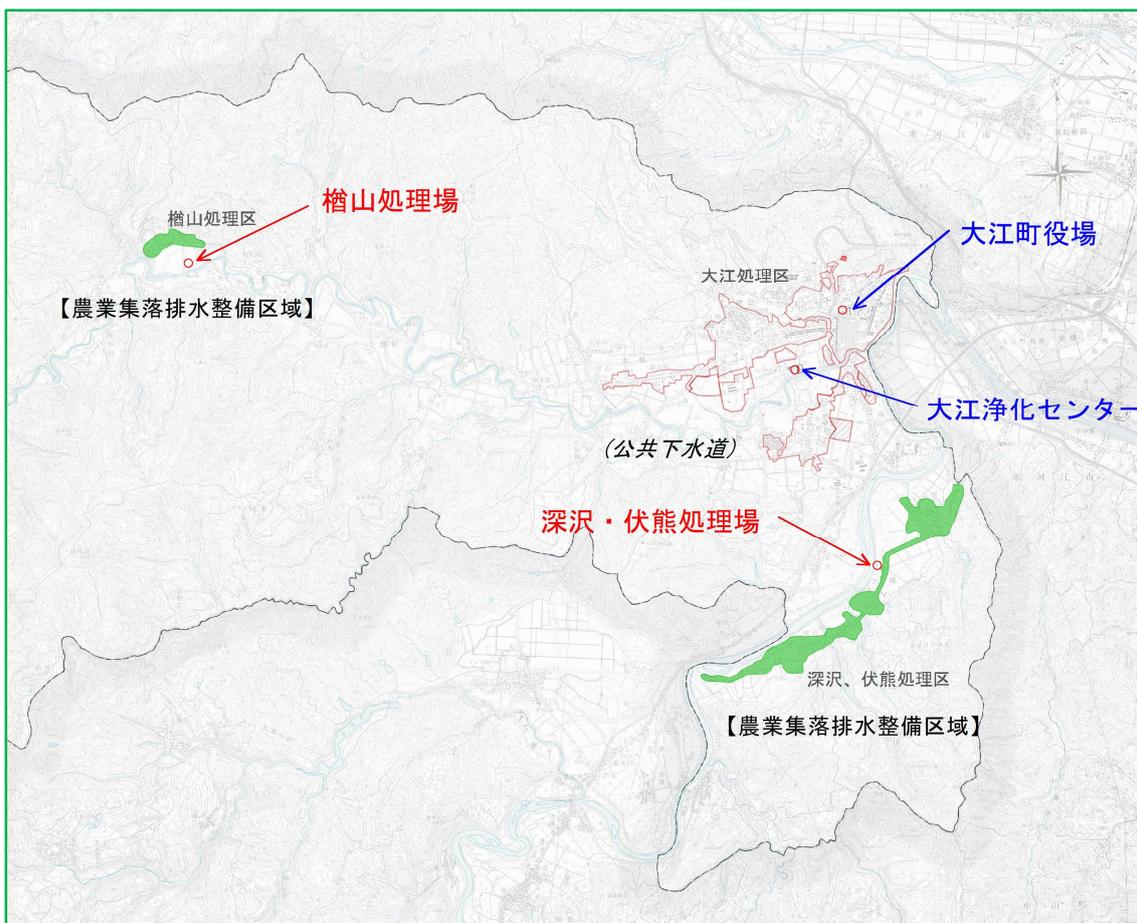
それ以外の区域は、合併処理浄化槽での整備を推進しています。

§ 2

下水道事業の概要

§ 2

下水道事業の概要



出典：令和2年度 農業集落排水処理施設 最適整備構想

図 2-3 位置図

2.2.1 公共下水道事業

本町の公共下水道事業は、昭和43年の都市下水路事業が始まりで、平成6年9月の大江都市計画下水道の変更により公共下水道に継続されました。

平成5年3月に計画目標年度を平成24年、全体計画区域を295haとして公共下水道基本計画を策定しました。

平成6年11月に64haの事業認可を取得、平成11年12月に隣接する35haの区域を拡大し、99haの事業認可を取得しました。

平成13年に浄化センター完成、同年3月に供用を開始、平成14年に汚水区域144haを追加拡大し、事業計画面積を243haとしました。

平成27年度には、既に浄化槽による整備を進めている事業計画区域を削除し、事業計画区域を180haに縮小しました。

令和4年度に住宅団地他8.3haの追加見直しを行い、現在、計画目標年度令和8年度、全体計画区域305.8ha、事業計画区域188.3haとなっています。

表 2-2 公共下水道事業の概要

項目	内容	備考
供用開始	平成12年度 (2000年)	平成13年3月16日
排除方式	分流式	
全体計画面積	305.8ha	事業計画面積:188.3ha
全体計画人口	5,000人	事業計画人口:3,630人
整備済面積	約168ha	
整備済人口	約3,700人	
水洗便所設置済人口	約3,090人	
汚水管路延長	34,466m	令和6年度末時点 百目木地区の新設分を含む
マンホールポンプ	16か所	
終末処理場	1か所 大江町浄化センター	処理方式:嫌気・好気ろ床法 計画日最大処理水量 全体計画:2,360 m ³ /日(4系列) 事業計画:1,810 m ³ /日(4系列) 敷地面積:8,600 m ² 吐口の位置:本郷字森ノ宮 放流先:月布川(一級河川)

出典:大江町公共下水道事業計画変更協議申出書 令和4年度
令和6年度決算調書「10施設及び業務概況に関する調」他

表 2-3 公共下水道事業の法手続きの経緯

法種別	告示・認可年月日	告示番号	面積 (ha)
大江都市計画 事業下水道 決定・変更	昭和 43 年 12 月 20 日	大江町告示第 16 号	
	昭和 59 年 12 月 5 日	大江町告示第 25 号	
	平成 6 年 9 月 29 日	大江町告示第 22 号	275(汚・雨)
	令和 4 年 11 月 10 日	大江町告示第 44 号	301(汚水) 275(雨水)
下水道法 事業認可 (汚水のみ)	平成 6 年 11 月 11 日	指令下水第 126 号	64
	平成 12 年 1 月 31 日	指令下水第 14 号	99
	平成 14 年 6 月 28 日	指令下水第 8 号	243
	平成 21 年 3 月 31 日	指令下水第 31 号	243
	平成 28 年 3 月 8 日	下水第 342 号	180
	令和 3 年 3 月 12 日	下水第 295 号	180
	令和 5 年 3 月 22 日	下水第 273 号	188
都市計画法 事業認可 (汚水のみ)	平成 6 年 11 月 11 日	山形県告示第 1210 号	64
	平成 12 年 3 月 14 日	山形県告示第 219 号	99
	平成 14 年 6 月 28 日	山形県告示第 685 号	230
	平成 21 年 3 月 31 日	山形県告示第 336 号	230
	平成 28 年 3 月 8 日	山形県告示第 223 号	167
	令和 3 年 3 月 19 日	山形県告示第 194 号	167
	令和 5 年 3 月 22 日	山形県告示第 174 号	188

出典：大江町公共下水道事業計画変更協議申出書 令和 4 年度 他

§ 2

下水道事業の概要

§ 2

下水道事業の概要

2.2.2 農業集落排水事業

本町には、檜山地区と深沢・伏熊地区の二つの農業集落排水事業があり、檜山地区は平成 8 年 4 月 1 日より、深沢・伏熊地区は平成 15 年 4 月 1 日より供用を開始しています。

表 2-4 農業集落排水事業の概要

項目	檜山地区	深沢・伏熊地区
建設期間	平成 6 年～平成 7 年	平成 12 年～平成 15 年
供用開始年月日	平成 8 年 4 月 1 日	平成 15 年 4 月 1 日
計画人口	150 人	680 人
計画戸数	30 戸	155 戸
処理方式	JARUS-I 型	JARUS-III 型
汚水管路延長	1,247.55m	7,136.30m
マンホールポンプ	1 か所	8 か所

出典：各農業集落排水事業計画概要書 他

2.2.3 下水道使用料の状況

下水道事業の経営に要する経費は、基本的には供給するサービス(汚水処理)の受益者が支払う対価(下水道使用料)によって賄われています。

下水道事業が独立採算制によって運営するためには、経営に必要な費用を適正に原価に反映させて、これを踏まえた料金設定を行い、それを遺漏なく徴収することによって達成されます。

また、下水道使用料は単に原価を賄うだけではなく、一定の資本維持費(将来の施設の改良、排水施設の整備及び企業債償還金等資本的支出に充当されるべき資本コスト)も確保する必要があります。

さらに安定したサービスの供給を続けていくためには、経営基盤の強化を目的に定期的な料金体系の見直しも必要です。

下水道使用料は、一般用として、基本使用料と従量使用料制を採用しています。

本町の下水道使用料は下記のとおりです。

表 2-5 下水道使用料

下水道使用料 = (基本料金 + 従量使用料) × 1.10 (消費税)	
・基本料金 (10 m ³ まで)	1,600 円
・従量使用料 (1 m ³ につき)	
10 m ³ 超～30 m ³ まで	175 円
30 m ³ 超～50 m ³ まで	180 円
50 m ³ 超	185 円

下水道使用水量 20 m³あたりの条例上の使用料、実質的な使用料の過去3年度分の推移は以下のとおりです。

令和5年度までは、20 m³を超えて使用している使用者が多く、従量使用料制を採用しているため、条例上の使用料よりも実質的な使用料が高くなっていました。令和6年度は有収水量、使用料共に減少し、実質的な使用料が条例上の使用料を下回りました。

表 2-6 20 m³あたりの使用料

条例上の 使用料*1 (20 m ³ あたり)	令和4年度	3,685 円	実質的な 使用料*2 (20 m ³ あたり)	令和4年度	4,022 円
	令和5年度	3,685 円		令和5年度	4,010 円
	令和6年度	3,685 円		令和6年度	3,672 円

*1 条例上の使用料とは、一般用 20 m³あたりの使用料。

*2 実質的な使用料とは、料金収入(調定額)の合計を有収水量の合計で除した値に 20 m³を乗じたもの。

2.2.4 組織の概要

上水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業に関わる業務は建設水道課が担当しており、庶務係、工務係で構成されています。

建設水道課長を含め7名(うち人件費計上職員数：上水道2名、公共下水道2名、農業集落排水1名)体制で運用しています。

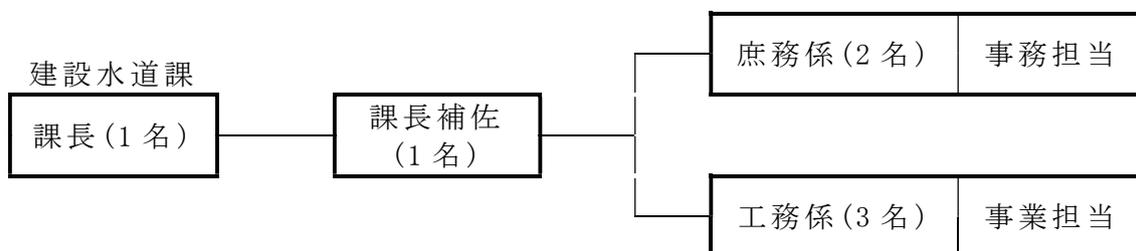


図 2-4 建設水道課組織図

表 2-7 係名と分掌事務内容

係名	分掌事務
庶務係	<ul style="list-style-type: none"> ◇上・下水道事業の資産の運用調整及び取得管理処分に関する事 ◇上・下水道事業の経営戦略策定に関する事 ◇上・下水道事業の滞納整理及び処分に関する事 ◇上・下水道事業の例月監査に関する事 ◇下水道事業の予算、決算、経理に関する事 ◇下水道事業の受益者負担金及び分担金に関する事 ◇下水道排水設備確認申請等に関する事 ◇下水道事業の普及及び加入促進に関する事 ◇上・下水道事業の入札及び請負契約に関する事 ◇上水道事業の予算、決算、経理に関する事 ◇上水道料金、その他の収入金の調定に関する事 ◇上・下水道事業の使用料の算定及び賦課並びに納付書の発送に関する事 ◇給水装置の所有権移転、名義変更、使用の開始、休止及び廃止手続きに関する事 ◇上水道の使用水量の計量に関する事 ◇係の庶務に関する事
工務係	<ul style="list-style-type: none"> ◇上水道の水質検査に関する事 ◇上・下水道施設の設計、施工に関する事 ◇上水道の貯蔵資材及び物品の出納並びに保管に関する事 ◇排水環境の浄化保全に関する事 ◇上水道施設の維持管理に関する事 ◇公共下水道施設の維持管理に関する事 ◇農業集落排水処理施設の維持管理に関する事 ◇給水装置の開閉栓に関する事 ◇給水設備工事にに関する事 ◇指定給水装置工事事業者及び指定下水道工事店の指定等に関する事 ◇上水道の異常水量の計量に関する事 ◇合併処理浄化槽等に関する事

2.2.5 経営健全化の取組み

下水道事業では様々な業務を行っていますが、民間事業者等に業務を委託することに利点があるものについては、維持管理の品質を保つことを前提に活用しています。

これにより、経費の縮減を実現しつつ、民間事業者等がもつ技術やノウハウが生み出すメリットを享受することで、効率的な事業運営を行っています。

【活用事例】

① 処理場維持管理業務委託

下水処理場の運転管理については民間事業者に委託することにより、処理場経費の削減に取り組んでいます。

民間委託を実施することにより、常時配置人員を削減するとともに、民間事業者のノウハウや創意工夫による運営管理を行っています。

② 汚泥処理業務委託

貯留汚泥を移動脱水車を用いて脱水し場外へ搬出し処理しています。

民間事業者に委託することにより、汚泥処理施設建設、処理施設の運転管理経費の削減、職員の作業軽減を図っています。

③ 管路清掃・点検業務委託

管路の清掃・点検について業務委託を行っています。

これにより、専用車両、清掃・点検機材等の調達及び維持費の削減、民間事業者の清掃・点検管理技術を活用した安全で適正な管路機能の維持を実現しています。

④ 消防用設備点検業務委託

専門知識、専門点検機器を持った民間事業者に委託することにより安全確保、機器の調達、職員の負担軽減を図っています。

⑤ 機械設備点検整備業務委託

民間委託を実施することにより、常時配置人員を削減するとともに、民間事業者の専門知識、管理技術を活用し適正な運営維持管理を行っています。

2.3 経営指標を用いた経営分析

経営比較分析表とは、総務省が定めたもので、複数の指標に基づき各地方公営企業を比較・分析し、経営の状況や課題を把握するためのツールです。

この手法を用いた本町下水道事業の経営状況を以降に示します。

なお、本町は令和6年度より企業会計(法適用)に移行したことから、法適用に基づいた分析を行います。

類似団体との比較分析は、現時点で公表されている令和1年度～令和5年度の法非適用を参考に示します。

① 経常収支比率

指標	算出方法
① 経常収支比率	$= \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100(\%)$
指標の概要	
<p>使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄っているかを表す指標です。 100%以上(=単年度収支が黒字)であることが求められます。</p>	
状況・分析	
<p>公共、農集共に 120 %程度で、黒字ではあるものの使用料収入の不足額の一部を一般会計からの繰入金で賄っている状況です。 繰入金を除けば経常収支比率は大幅に悪化するため、健全な経営を目指す必要があります。</p>	

§ 2

下水道事業の概要

§ 2

下水道事業の概要

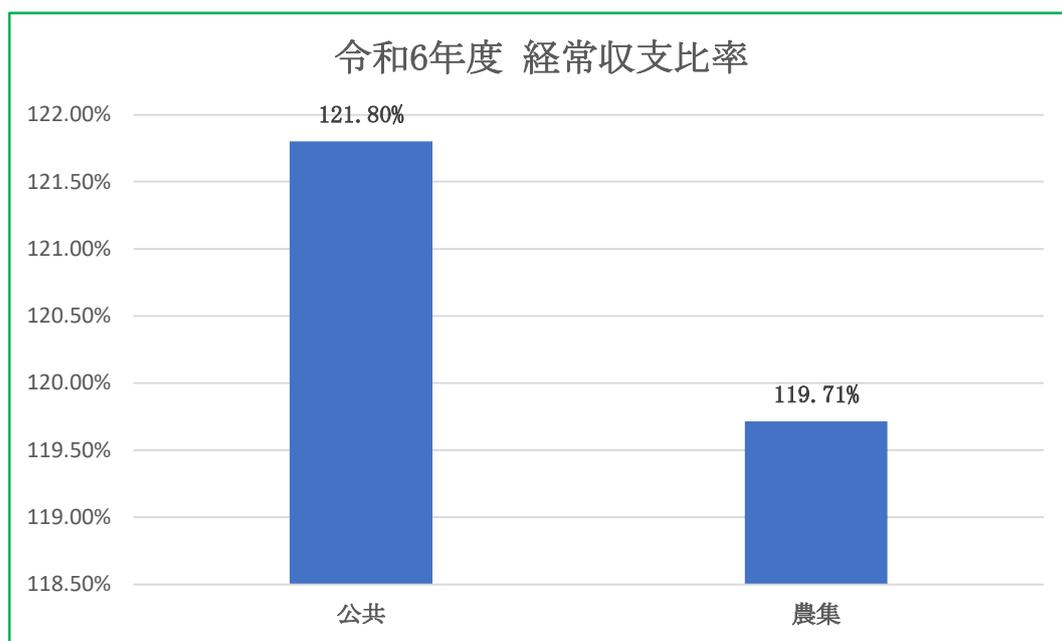


図 2-5 令和 6 年度 経常収支比率

法非適用では収益的収支比率で表されます。

施設維持管理費の増加、料金収入の減少により低下傾向が見られます。令和5年度に約100%となっているのは、一般会計からの繰入金
の増加によるものです。

§ 2

下水道事業の概要

§ 2

下水道事業の概要

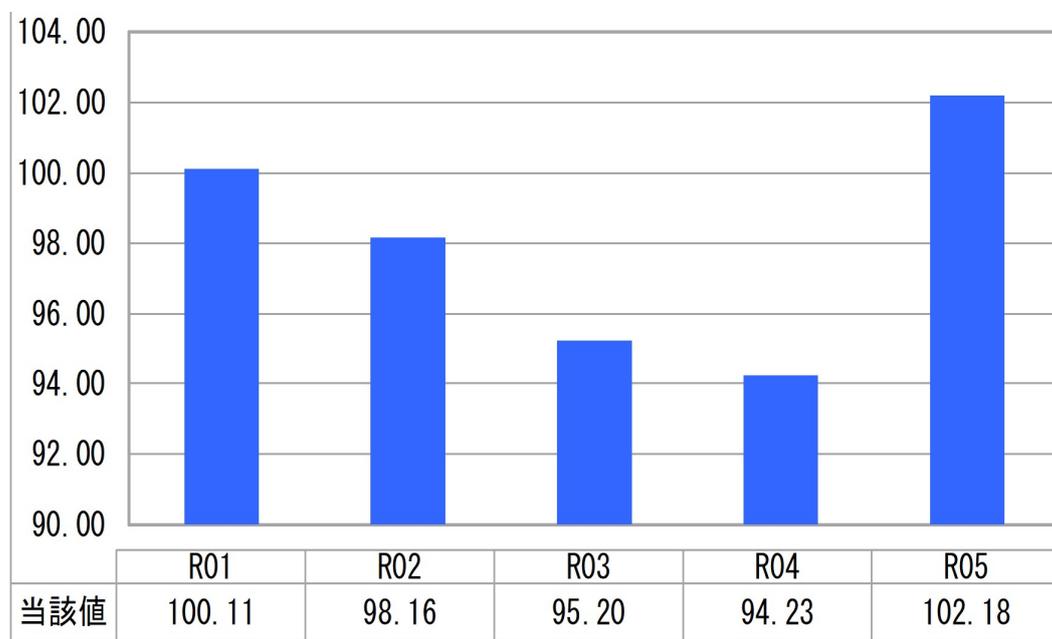


図 2-6 収益的収支比率(%)【公共・法非適用】

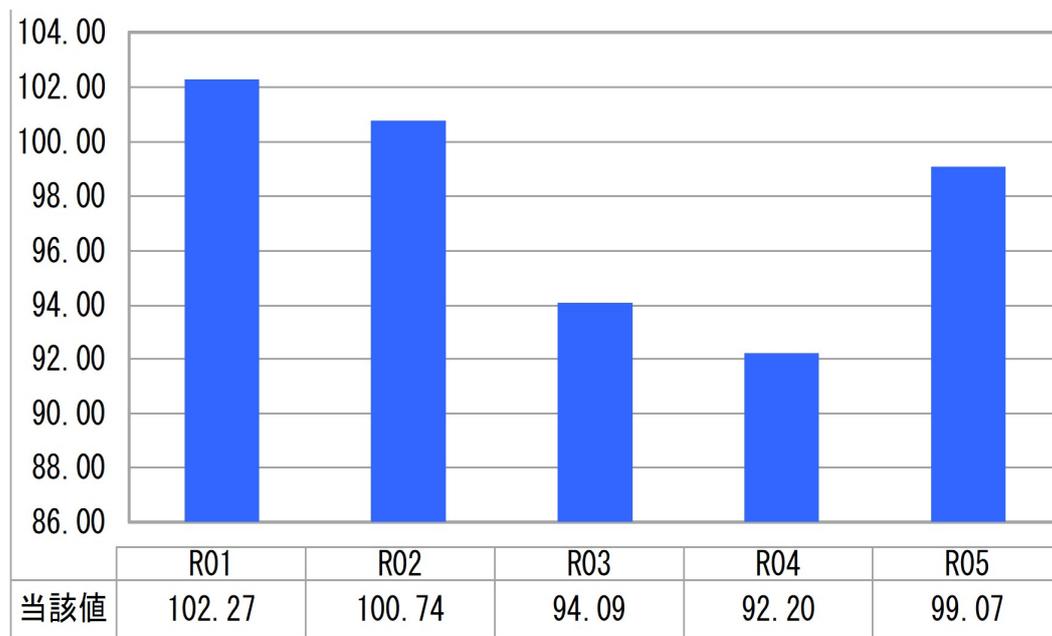


図 2-7 収益的収支比率(%)【農集・法非適用】

■ 当該団体値 (当該値)

② 累積欠損金比率

指標	算出方法
② 累積欠損金比率	$= \frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100(\%)$
指標の概要	
<p>営業収支に対する累積欠損金(過去に発生した損失で、利益で補填できず累積した額)の状況を示す指標です。 0%(=累積欠損金なし)であることが求められます。</p>	
状況・分析	
<p>公共、農集共に累積欠損金比率は、0%であり、累積欠損金は発生していません。 ただし、一般会計からの繰入金により収益の一部を賄うことで欠損を回避していることから、自己の営業(下水道使用料収入等)により収益を上げている状況ではありません。 法非適用では、この項目は比較分析対象となっておりません。</p>	

§ 2

下水道事業の概要

§ 2

下水道事業の概要

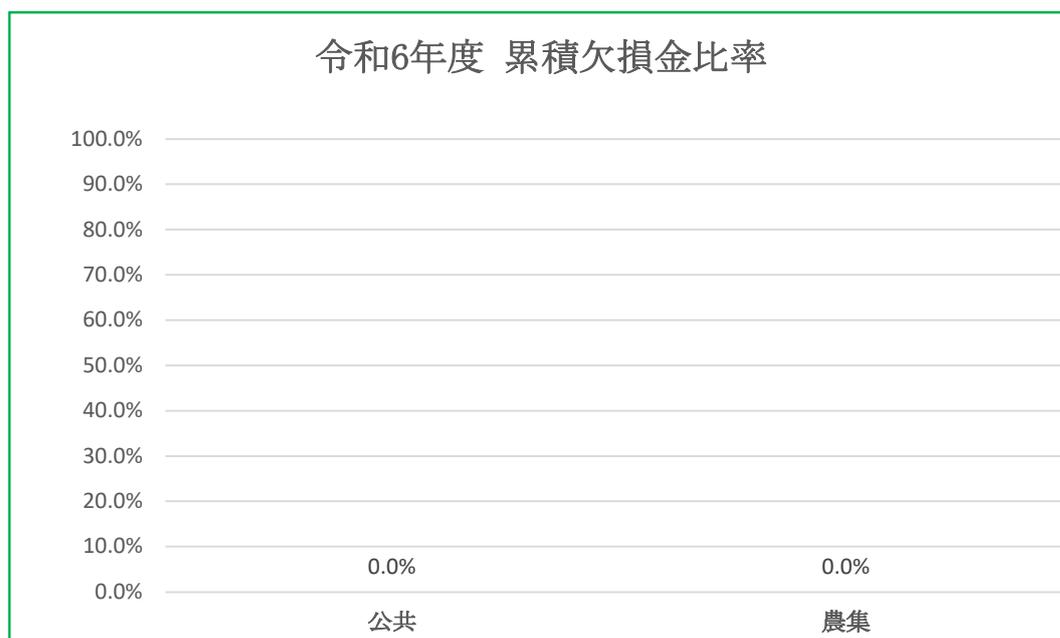


図 2-8 令和 6 年度 累積欠損金比率

③ 流動比率

指標	算出方法
③ 流動比率	$= \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100(\%)$
指標の概要	
<p>短期的な債務に対する支払い能力を示す指標です。 1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示し100%以上であることが求められます。 100%未満であっても、企業債償還等の原資をその年度の使用料収入等により得られる場合には、一概に支払能力がないとはいえません。</p>	
状況・分析	
<p>公共、農集共に100%を大幅に下回っていることから、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄っていない状況です。 下水道整備に伴い発行した企業債の償還額が多く、現金等保有残高が事業規模に対して少ないことに起因すると考えられます。 支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要があります。 法非適用では、この項目は比較分析対象となっていません。</p>	

§ 2

下水道事業の概要

§ 2

下水道事業の概要

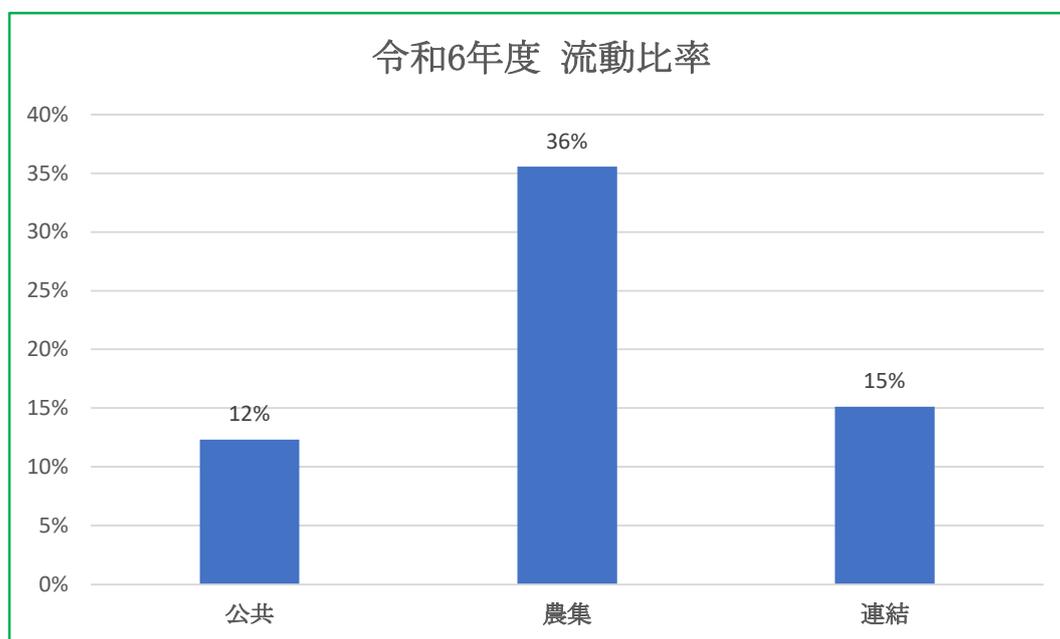


図 2-9 令和 6 年度 流動比率

④ 企業債残高対事業規模比率

指標	算出方法
④ 企業債残高 対事業規模比率	$= \frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100(\%)$
指標の概要	
<p>使用料収入に対する企業債残高の割合で、企業債残高の規模を表す指標です。</p> <p>明確な数値基準はありませんが、投資規模は適切か、使用料水準は適切か、といった分析が可能です。</p>	
状況・分析	
<p>高い水準にあります。</p> <p>過年度における類似団体平均値と比較しても高い値を示しています。</p> <p>これは、下水道使用料の収益が低いこと、下水道整備に伴って発行した企業債が未だ多く残っていることを示しています。</p>	

§ 2

下水道事業の概要

§ 2

下水道事業の概要

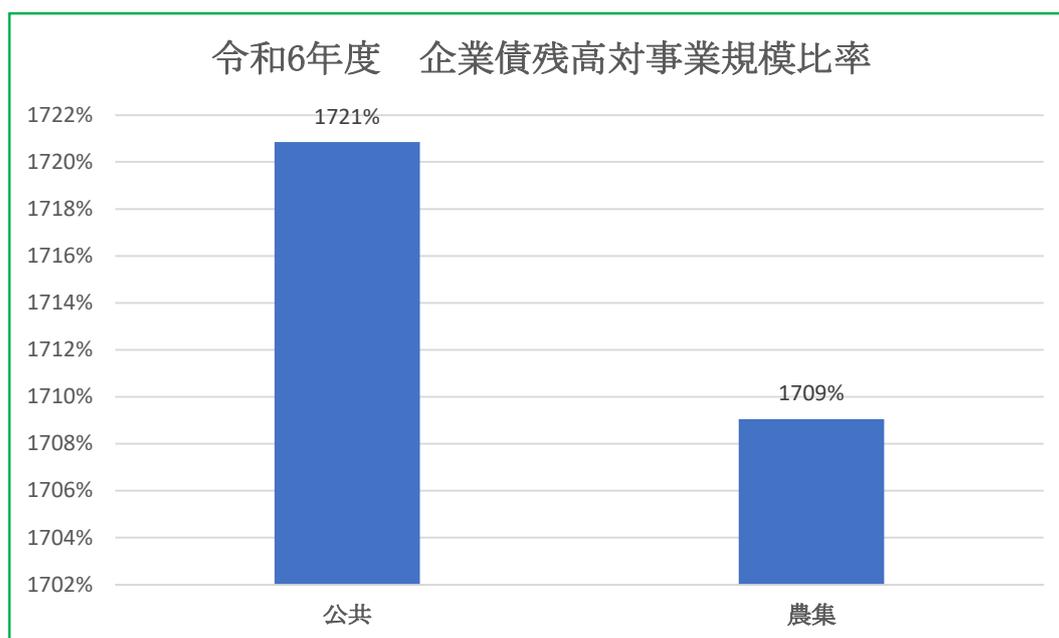


図 2-10 令和 6 年度 企業債残高対事業規模比率

企業債残高対事業規模比率における過年度の類似団体平均値の推移は下記のとおりです。

§ 2

下水道事業の概要

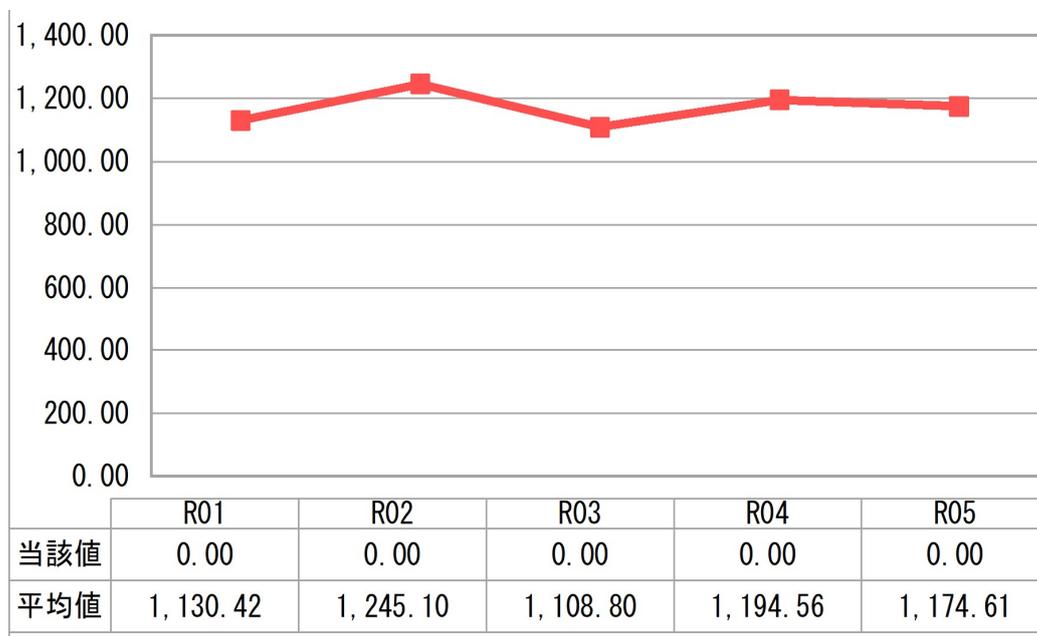


図 2-11 企業債残高対事業規模比率(%)【公共・法非適用】

§ 2

下水道事業の概要

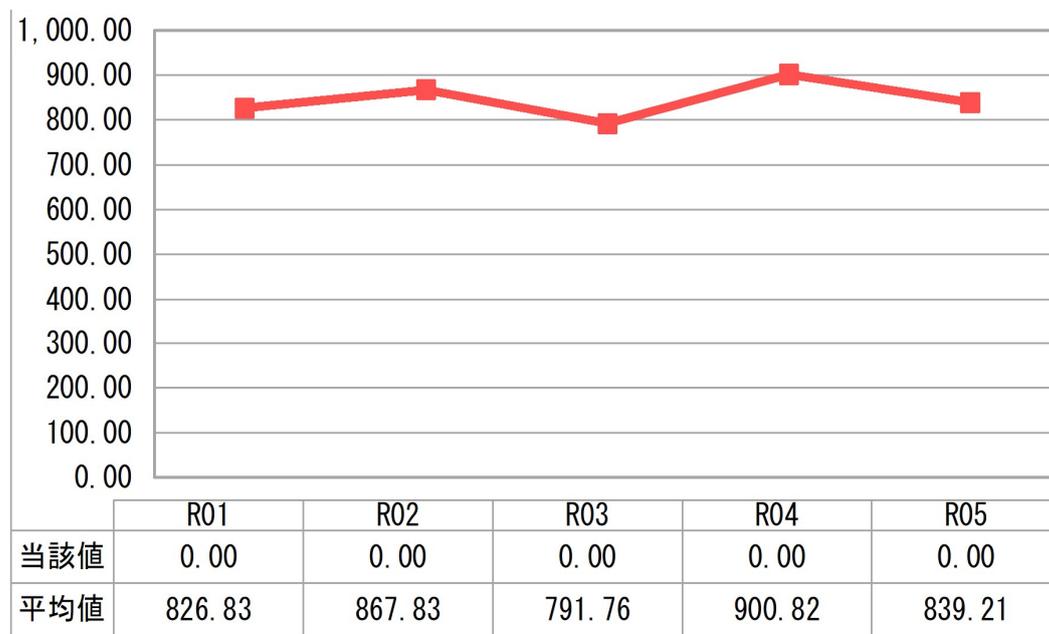


図 2-12 企業債残高対事業規模比率(%)【農集・法非適用】

■ 当該団体値(当該値)
 — 類似団体平均値(平均値)

⑤ 経費回収率

指標	算出方法
⑤ 経費回収率	$= \frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}} \times 100(\%)$
指標の概要	
<p>汚水処理にかかる経費が、使用料収入でどの程度賄えているかを表す指標であり、使用料水準等の評価に用います。 100%以上であることが求められます。</p>	
状況・分析	
<p>公共で約 61%、農集では約 20%となっており 100%を下回っていることから、汚水処理に係る費用の一部が使用料以外の収入により賄われていることを示しています。 適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要な状況です。</p>	

§ 2

下水道事業の概要

§ 2

下水道事業の概要

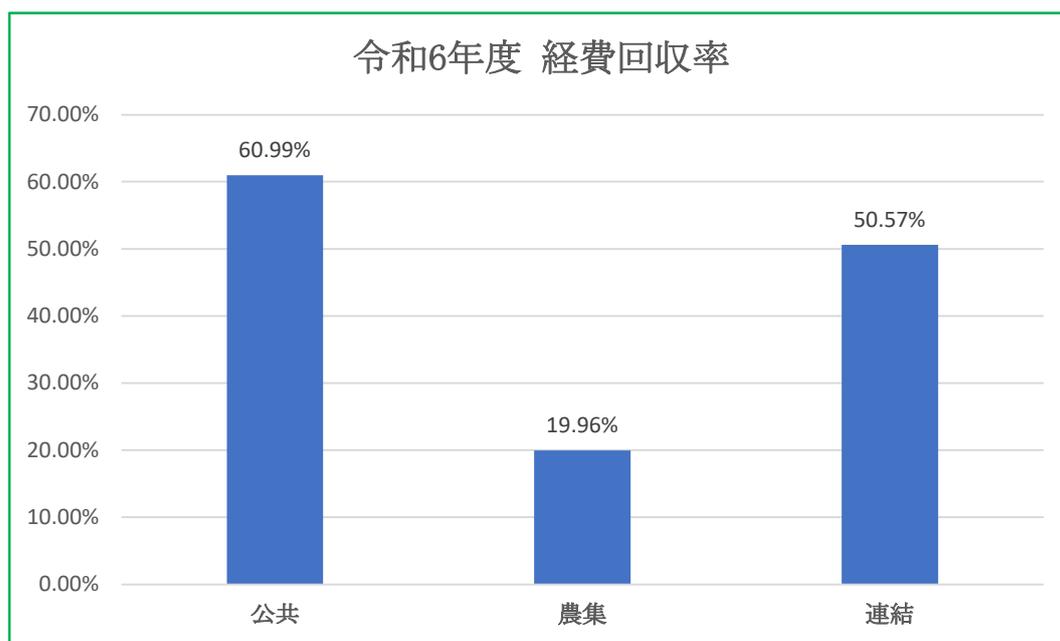


図 2-13 令和 6 年度 経費回収率

過年度の経費回収率の推移は下記のとおりです。

公共では、類似団体平均値を上回っていますが、農集では大幅に下回っています

いずれも 100%を下回っていることから、一般会計への依存度が高いことを示しています。

令和 3 年度は、令和 2 年 7 月に発生した豪雨被害により災害復旧費が増加したことから経費回収率が減少しました。

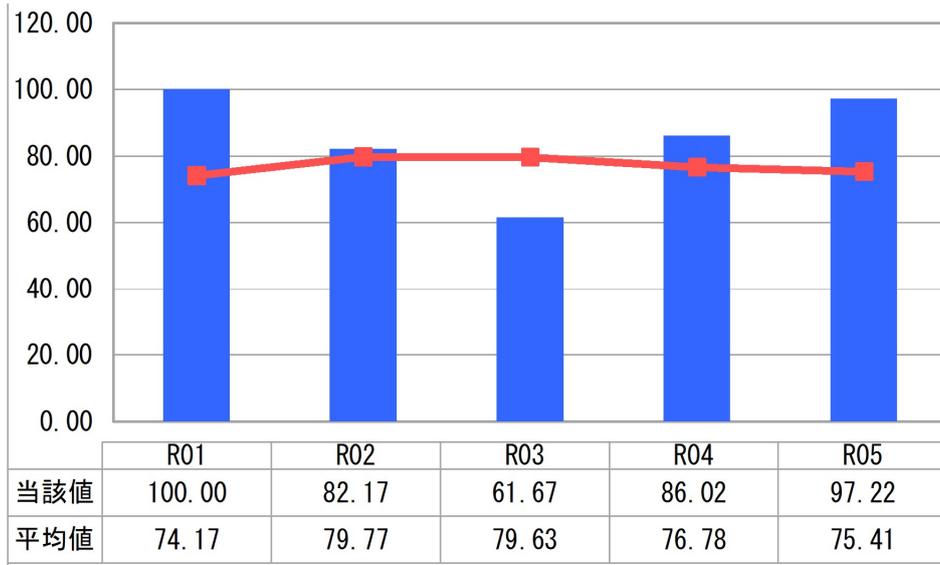


図 2-14 経費回収率(%)【公共・法非適用】

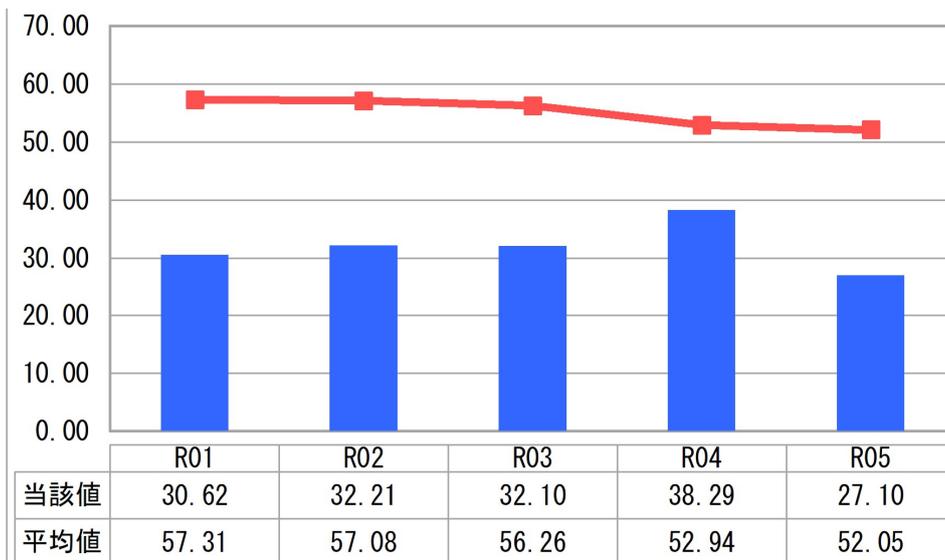


図 2-15 経費回収率(%)【農集・法非適用】

■ 当該団体値 (当該値)
 — 類似団体平均値 (平均値)

⑥ 汚水処理原価

指標	算出方法
⑥ 汚水処理原価	$= \frac{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}} \quad (\text{円}/\text{m}^3)$
指標の概要	
<p>有収水量 1 m³当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費、汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。</p> <p>事業環境に依存するため、目標とすべき明確な基準はありませんが、経年比較や類似団体との比較により効率的な汚水処理が実施されているかの分析が可能です。</p>	
状況・分析	
<p>公共で 301 円/m³、農集で 937 円/m³で、過年度の推移からみても高コストとなっています。</p>	

§ 2

下水道事業の概要

§ 2

下水道事業の概要

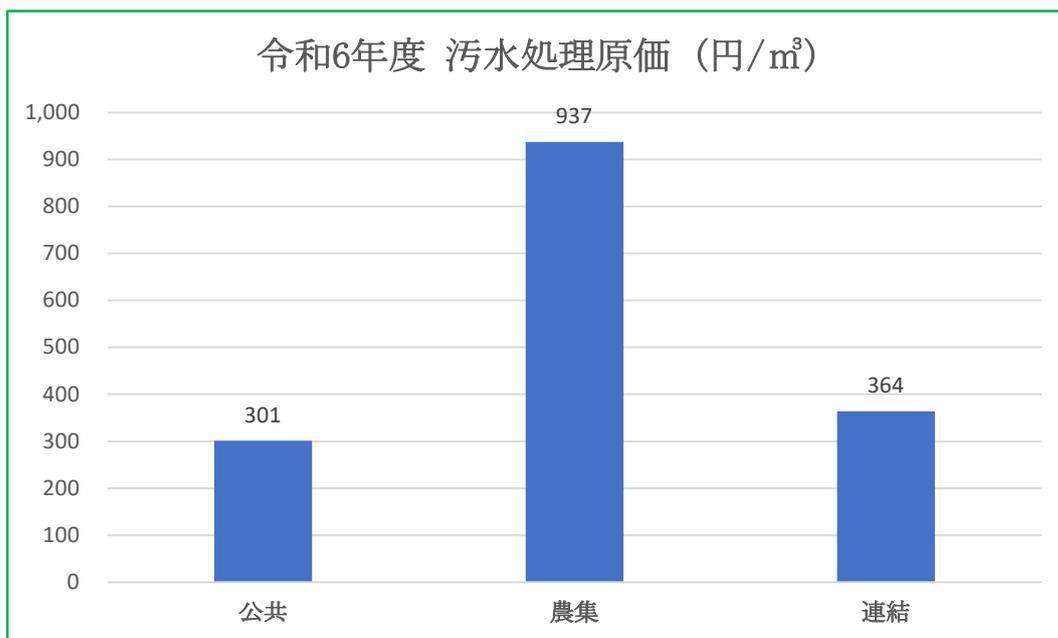


図 2-16 令和 6 年度 汚水処理原価

過年度の汚水処理原価の推移は下記のとおりです。

公共は、概ね類似団体平均値と同等で推移しています。

令和3年度は、令和2年7月に発生した豪雨被害により災害復旧費が増加したことから汚水処理原価が増加しました。

農集では、非常に高い汚水処理原価となっています。

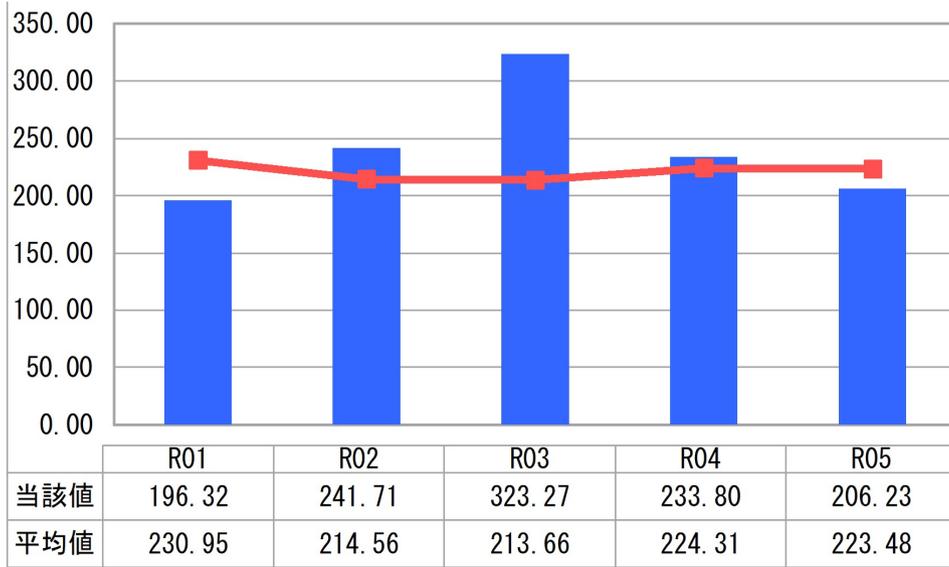


図 2-17 汚水処理原価(円/㎡)【公共・法非適用】

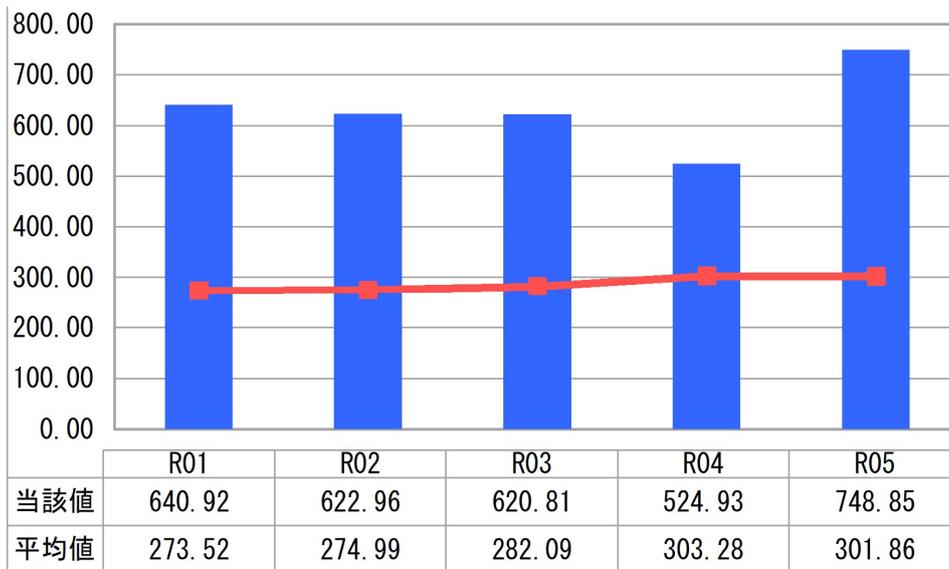


図 2-18 汚水処理原価(円/㎡)【農集・法非適用】

■ 当該団体値 (当該値)
 — 類似団体平均値 (平均値)

⑦施設利用率

指標	算出方法
⑦ 施設利用率	$= \frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100(\%)$
指標の概要	
<p>施設の利用状況や適性規模を判断する指標です。 施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。 高い数値である程、効率的な投資であるとされています。</p>	
状況・分析	
<p>公共で43%、農集で50%となっています。 現状分析や将来の汚水処理人口の減少等を踏まえ、施設が過大となっていないかといった分析が必要です。 施設が過大な場合は、計画処理能力、施設の耐用年数等を踏まえ、適切な施設規模として維持する必要があります。</p>	

§ 2

下水道事業の概要

§ 2

下水道事業の概要

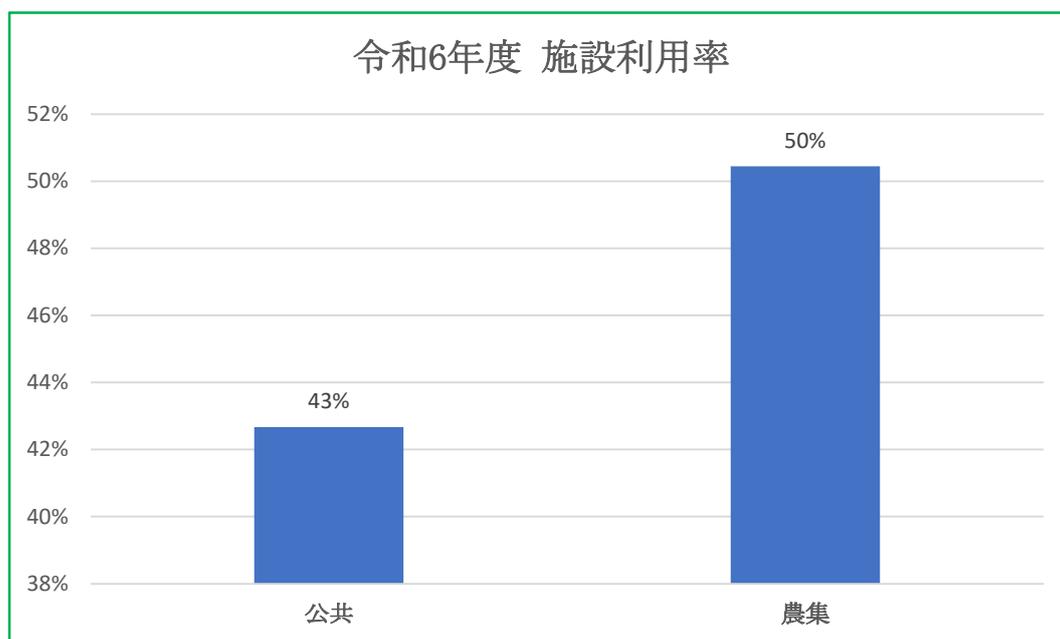


図 2-19 令和 6 年度 施設利用率

過年度の施設利用率の推移は下記のとおりです。
 公共は、類似団体平均値約 50%より低い状況です。
 農集は、類似団体平均値の近似を示しています。

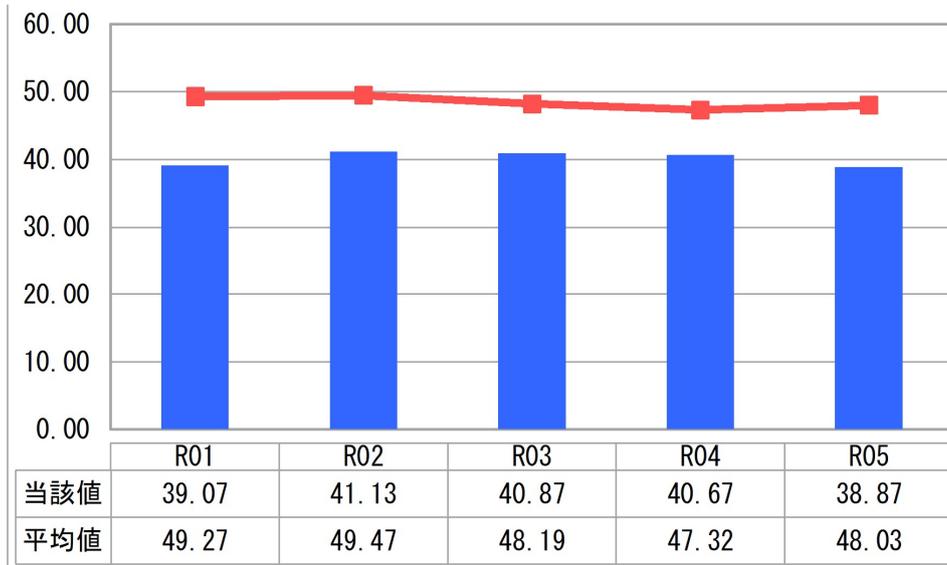


図 2-20 施設利用率(%)【公共・法非適用】

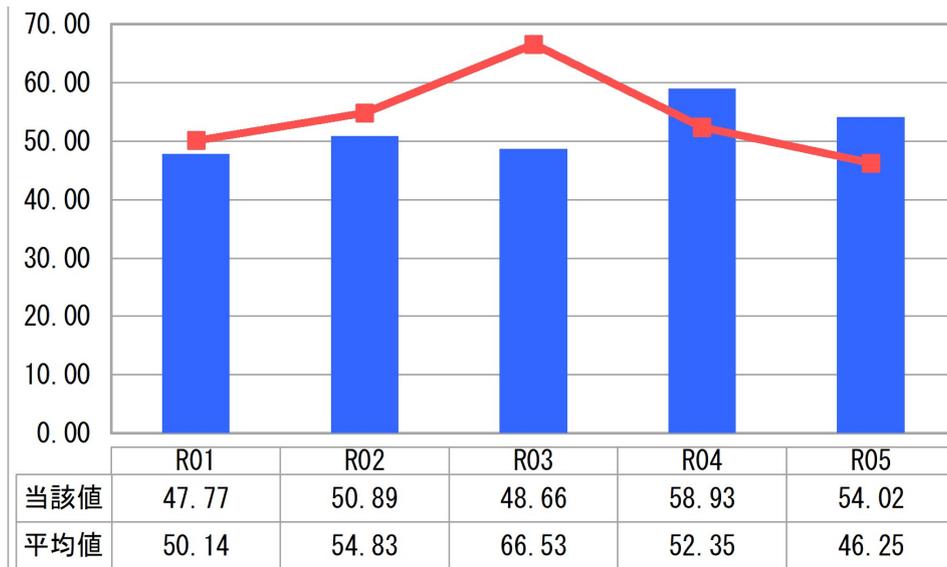


図 2-21 施設利用率(%)【農集・法非適用】

■ 当該団体値 (当該値)
 — 類似団体平均値 (平均値)

⑧ 水洗化率

指標	算出方法
⑧ 水洗化率	$= \frac{\text{水洗便所設置人口}}{\text{処理区域内人口}} \times 100(\%)$
指標の概要	
<p>処理可能人口のうち、水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を示した指標です。 水質保全や使用料収入確保の観点から、100%に近い数字が望まれます。</p>	
状況・分析	
<p>公共で83.4%、農集で88.9%となっています。 汚水処理が適切に行われず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があることや、使用料収入の増収を図る必要性があることから、更なる水洗化率向上の取組みが必要です。</p>	

§ 2

下水道事業の概要

§ 2

下水道事業の概要

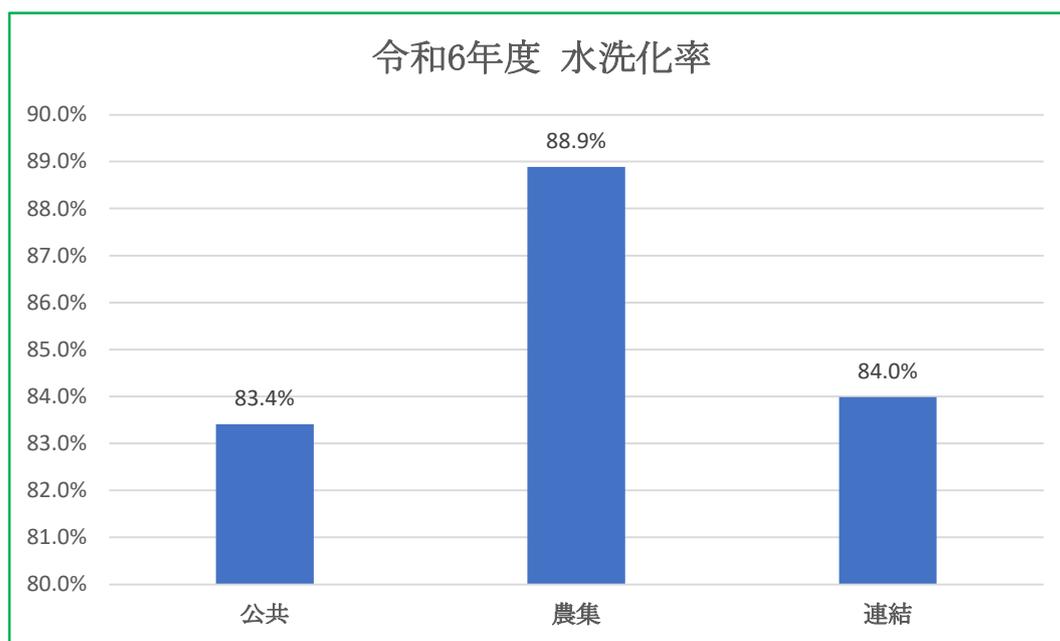


図 2-22 令和 6 年度 水洗化率

過年度の水洗化率の推移は下記のとおりです。
 公共、農集共に類似団体平均値よりも高い状況です。

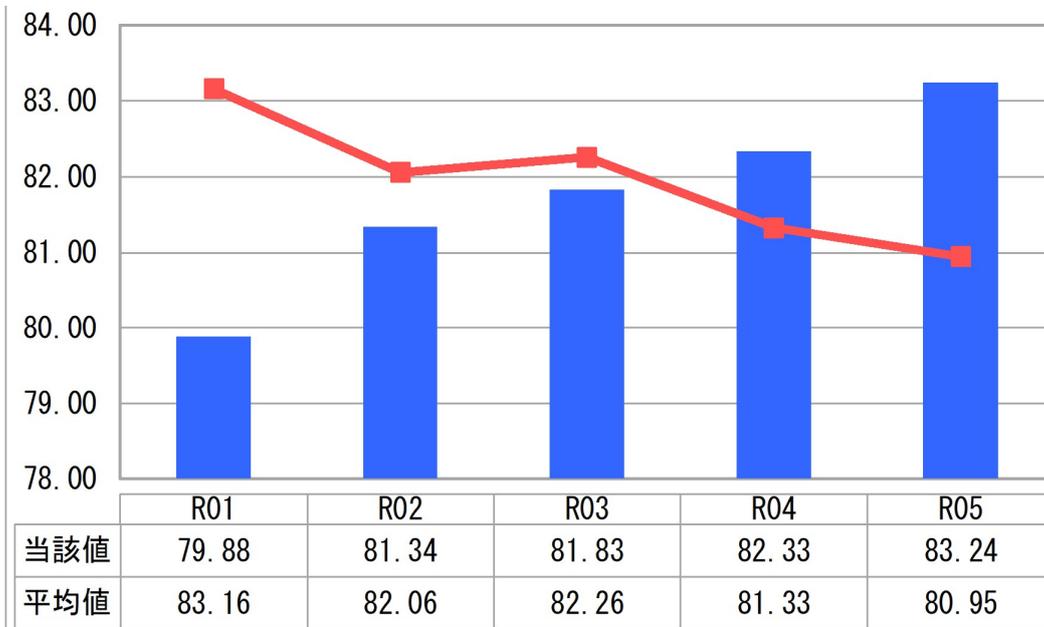


図 2-23 水洗化率(%)【公共・法非適用】

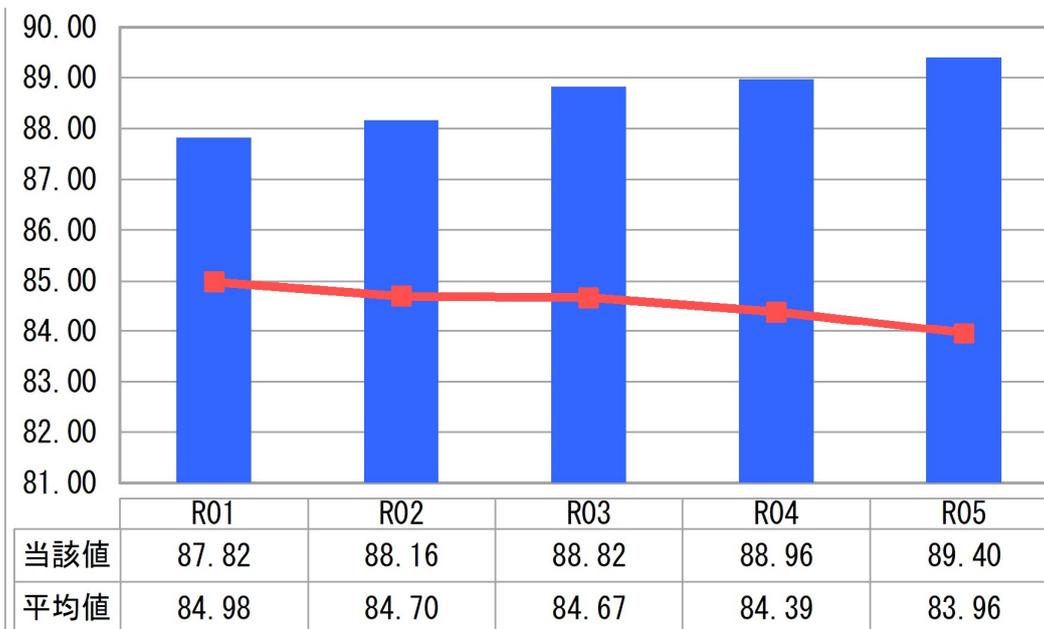


図 2-24 水洗化率(%)【農集・法非適用】

■ 当該団体値 (当該値)
 — 類似団体平均値 (平均値)

⑨有形固定資産減価償却率

指標	算出方法
⑨ 有形固定資産減価償却率	$= \frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100(\%)$
指標の概要	
<p>有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを示す指標で、資産の老朽化度合を示します。</p> <p>明確な数値基準はないと考えられ、一般的に数値が高いほど法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の改築等の必要性を推測することができます。</p>	
状況・分析	
<p>低水準ですが、これは本町下水道事業の減価償却は、会計上、地方公営企業法を適用した令和6年度から開始したことによるものです。</p> <p>したがって、現状この指標は正しく老朽化度合を示しておらず、適切な評価を行うには一定の期間経過が必要です。</p>	

§ 2

下水道事業の概要

§ 2

下水道事業の概要

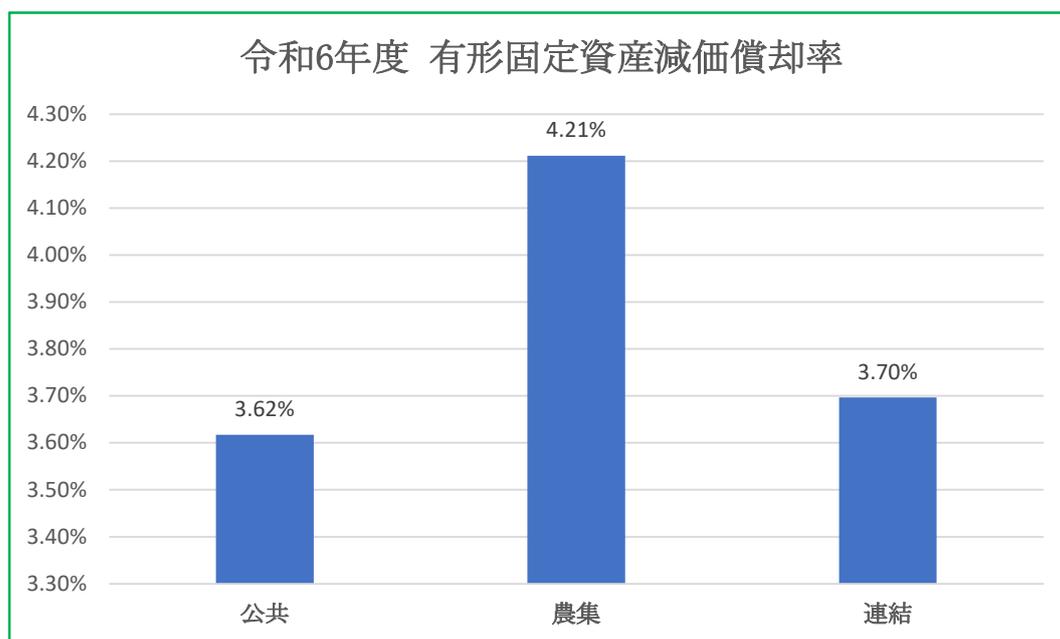


図 2-25 令和6年度 有形固定資産減価償却率

⑩ 管渠老朽化率

指標	算出方法
⑩ 管渠老朽化率	$= \frac{\text{法定耐用年数を超過した管渠延長}}{\text{下水道管渠総延長}} \times 100(\%)$
指標の概要	
<p>法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を示した指標で、管渠の老朽化度合を示しています。</p> <p>数値が高いほど、法定耐用年数を超過した管渠を多く保有しており、管渠の改築等の必要性を推測することができます。</p>	
状況・分析	
<p>法定耐用年数を経過した管渠延長の割合を示す管渠老朽化率は、公共、農集共に0%となっています。</p> <p>これは、現時点で法定耐用年数を迎えた管渠がないことによるものです。</p>	

§ 2

下水道事業の概要

§ 2

下水道事業の概要

⑪ 管渠改善率

指標	算出方法
⑪ 管渠改善率	$= \frac{\text{当年度に改善した管渠延長}}{\text{下水道管渠総延長}} \times 100(\%)$
指標の概要	
<p>下水道管渠の総延長に対して、当年度に改善(更新、改良、維持)した管渠延長の割合を表した指標です。</p> <p>管渠の更新ペースや状況を把握することができます。</p>	
状況・分析	
<p>管渠改善率は、公共、農集共に0%となっています。</p> <p>これは、現時点で法定耐用年数を迎えた管渠がないこと、管路清掃・点検結果からも緊急改善の必要性が認められなかったことによるものです。</p>	

2.4 結果まとめ

本章で示した本町の下水道事業の現状を表 2-7 に示します。

表 2-7 下水道事業の現状

項目	下水道事業の現状
人材(ヒト)	<ul style="list-style-type: none">・建設水道課で課長を含め 7 名体制で業務を執行しています。・地方公営企業法の一部適用をしており、職員の人事は一般会計との異動があります。
資産(モノ)	<ul style="list-style-type: none">・有形固定資産の減価償却は、地方公営企業法を適用した令和 6 年度から開始したため、現時点での減価償却率は約 4%と低い状況です。適切な評価を行うには一定の期間経過が必要です。・事業の供用開始が平成以降であることから、管渠及び構造物については法定耐用年数を超過しておらず、現状では更新、改築の必要性は低い状況です。・公共はストックマネジメント計画、農集は最適整備構想を策定しており、計画的な設備更新を行っています。・耐用年数の短い機械電気設備については、定期点検等により状況を把握し、状態に応じて適宜更新改築を行っています。
資金(カネ)	<ul style="list-style-type: none">・公共、農集共に経常収支比率 120%程度、累積欠損金比率収支比率は 0%と良好な数値を示していますが、使用料収入の不足額の一部を一般会計からの繰入金で賄っている状況です。・流動比率は公共(12%)、農集(36%)で 100%を大幅に下回っていることから、資金不足の状態です。・経費回収率は、公共で約 61%、農集では約 20%となっており 100%を下回っていることから、汚水処理に係る費用の一部が使用料以外の収入により賄われています。

§ 2

下水道事業の概要

§ 2

下水道事業の概要

§ 3 将来の事業環境

§ 3 将来の事業環境

3.1 排水需要予測

3.1.1 将来人口の予測

本町では、令和7年3月に「大江町人口ビジョン」を改訂し、令和42年(2060年)の展望①人口を3,280人、展望②を3,830人と想定しています。

一方、国立社会保障・人口問題研究所(以下、社人研)の令和5年推計結果では、本町の令和12年(2030年)～令和32年(2050年)は図3-1、表3-1に示すように推計されています。

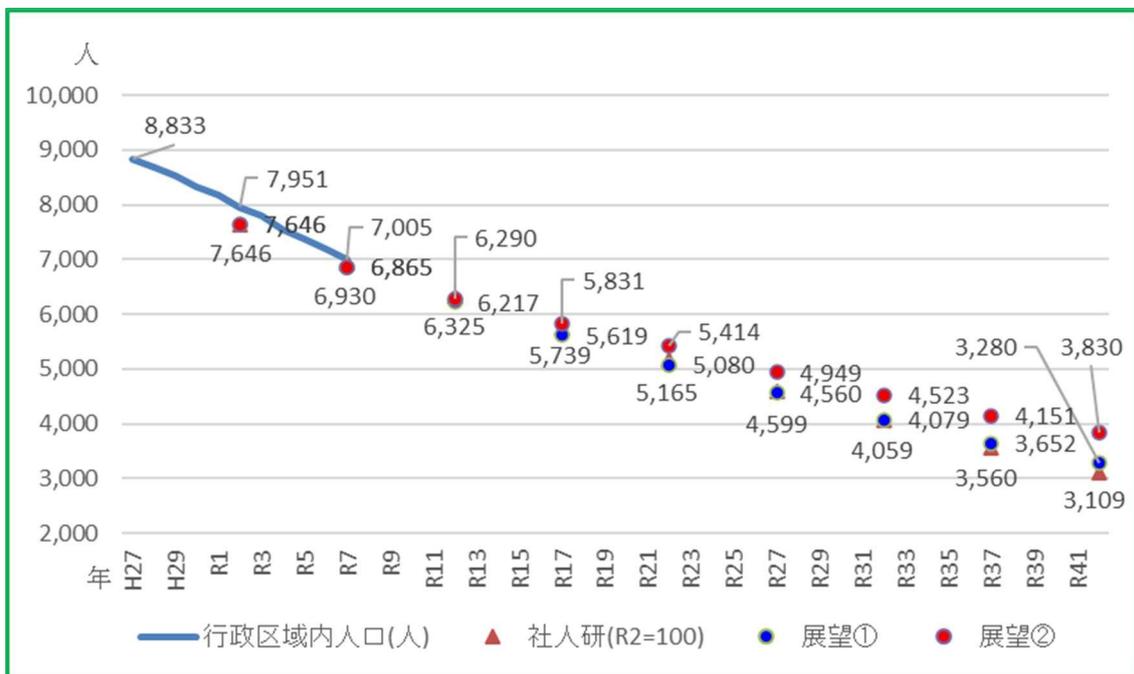


図 3-1 計画別将来人口の推計値

表 3-1 計画別将来人口の推計値

年 項目	R2 2020	R7 2025	R12 2030	R17 2035	R22 2040	R27 2045	R32 2050	R37 2055	R42 2060
	← 実	積 →	←	推	計	→			
行政区域内人口	7,951	7,005	-	-	-	-	-	-	-
展望①	7,646	6,865	6,217	5,619	5,080	4,560	4,079	3,652	3,280
展望②	7,646	6,865	6,290	5,831	5,414	4,949	4,523	4,151	3,830
社人研	7,646	6,930	6,325	5,739	5,165	4,599	4,059	3,560	3,109

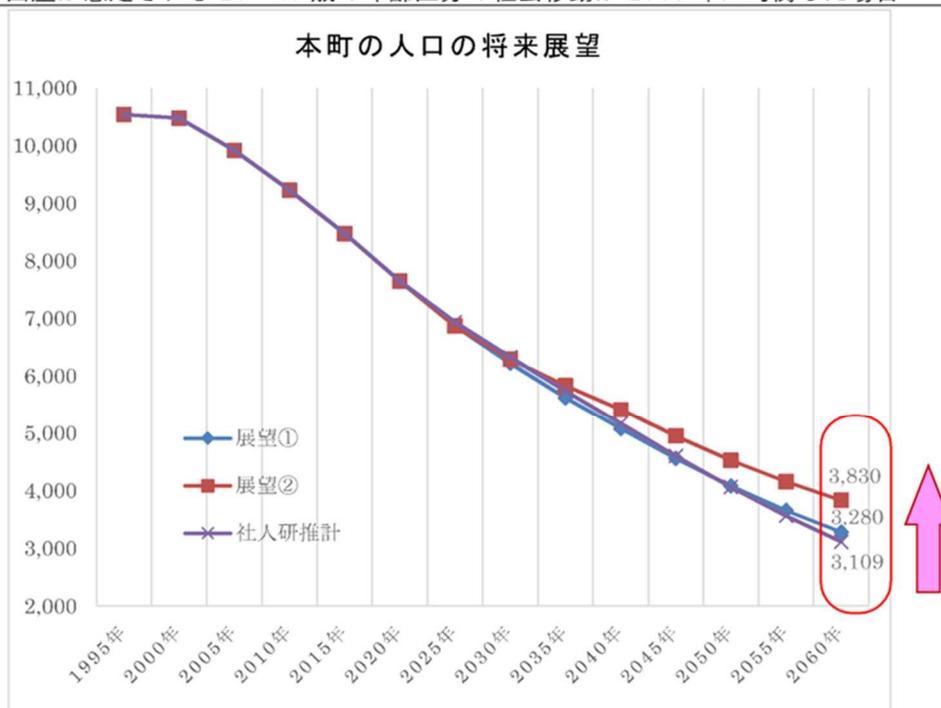
出典：住民基本台帳 各年3月31日 外国人含む
大江町人口ビジョン 令和7年3月改訂
国立社会保障・人口問題研究所 WebSite
注：R37、R42の社人研値は、人口ビジョンでの推計値

本町人口ビジョンの将来展望の抜粋を図 3-2 に示します。

本町においては、合計特殊出生率の向上と、積極的な移住・定住対策の促進等による社会減少の解消に取り組むことで、緩やかな人口減少と人口構造の若返りによる持続可能な地域社会の実現を展望する。

具体的には、下記の展望①を基本とし、できる限り早期に人口減少対策の効果が発揮されるよう、実効性の高い取組みを進めていく。

展望①	[合計特殊出生率] 国の長期ビジョン等を勘案し、2040年に1.60程度になるよう2025年から正比例的に上昇した場合 [社会移動] 国の長期ビジョン等を勘案し、2040年に社会移動が均衡した場合
展望②	[合計特殊出生率] 国の長期ビジョン等を勘案し、2040年に2.07程度になるよう2025年から正比例的に上昇した場合 [社会移動] 出産が想定される20～49歳の年齢区分の社会移動が2030年に均衡した場合



出典：大江町人口ビジョン 令和7年3月改訂 P16

図 3-2 大江町人口ビジョン資料

今回の経営戦略の検討期間は令和8年度～令和17年度で、この期間では、展望①が最も少ない推計値を示しており安全側にあることから、令和12年(2030年)の将来人口を6,217人、令和17年(2034年)の将来人口を5,619人と設定します。

中間年度の人口は直線補間値とします。

また、長期展望として推計式より50年後の令和57年(2075年)の将来人口を2,470人とします。

§ 3

将来の事業環境

§ 3

将来の事業環境

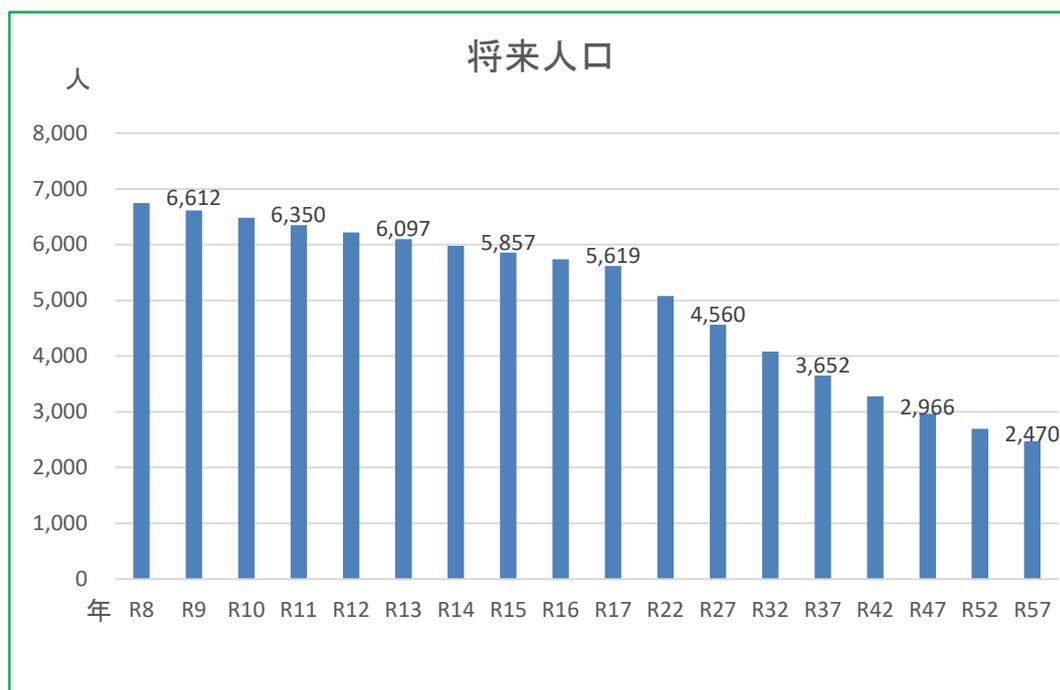


図 3-3 将来人口設定値

表 3-2 将来人口設定値

単位：人

年項目	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035
将来人口	6,743	6,612	6,481	6,350	6,217	6,097	5,977	5,857	5,737	5,619
年項目	R22 2040	R27 2045	R32 2050	R37 2055	R42 2060	R47 2065	R52 2070	R57 2075	-	-
将来人口	5,080	4,560	4,079	3,652	3,280	2,966	2,694	2,470	-	-

3.1.2 処理区域内人口及び水洗化人口の見通し

過年度実績における行政人口に対する処理区域内人口割合、将来人口減少率、令和17年(2035年)における目標水洗化率を90%として、処理区域内人口及び水洗化人口の予測値を以下に示します。

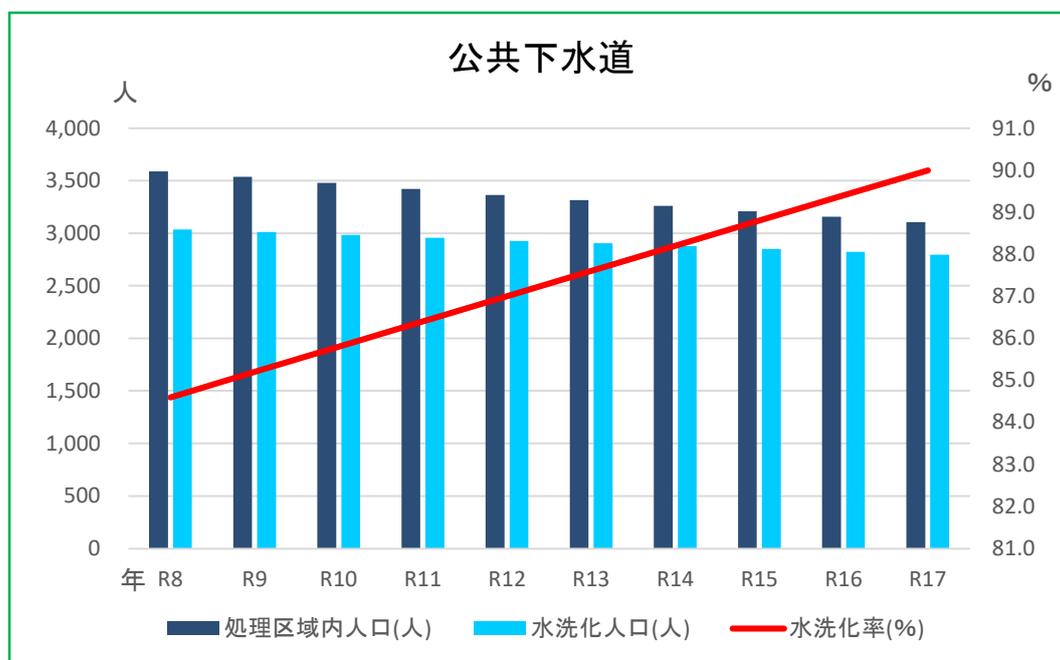


図 3-4 公共下水道 処理区域内人口及び水洗化人口

表 3-3 公共下水道 処理区域内人口及び水洗化人口

年 項目	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035
処理区域内人口(人)	3,590	3,536	3,479	3,423	3,365	3,315	3,262	3,210	3,159	3,105
水洗化人口(人)	3,037	3,013	2,985	2,957	2,928	2,904	2,877	2,850	2,824	2,795
水洗化率(%)	84.6	85.2	85.8	86.4	87.0	87.6	88.2	88.8	89.4	90.0

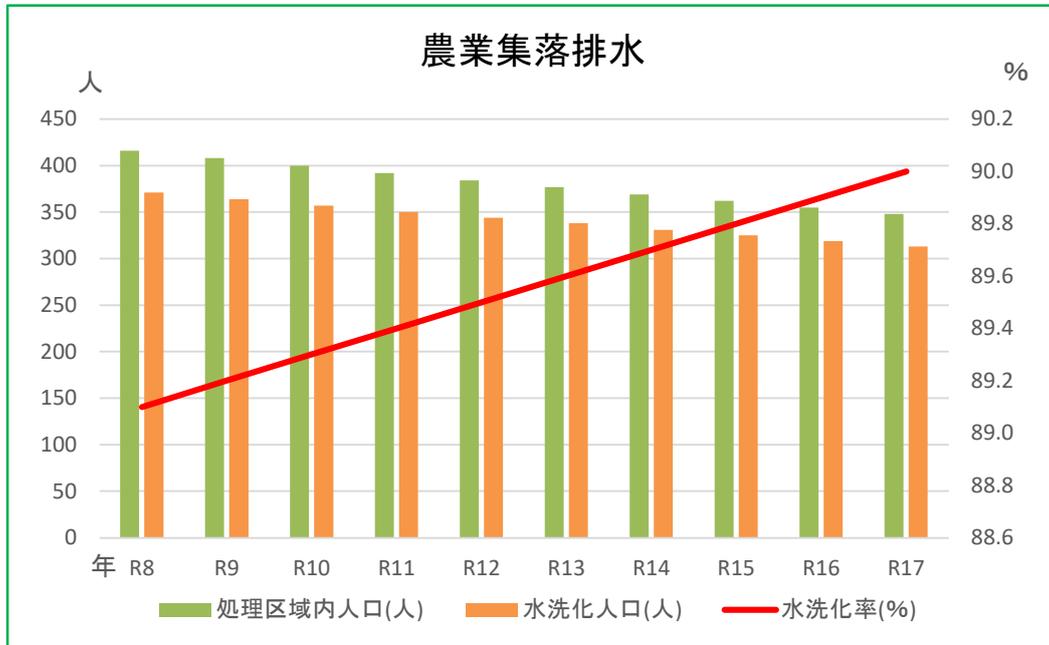


図 3-5 農業集落排水 処理区域内人口及び水洗化人口

表 3-4 農業集落排水 処理区域内人口及び水洗化人口

年 項目	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035
処理区域内人口(人)	416	408	400	392	384	377	369	362	355	348
水洗化人口(人)	371	364	357	350	344	338	331	325	319	313
水洗化率(%)	89.1	89.2	89.3	89.4	89.5	89.6	89.7	89.8	89.9	90.0

3.1.3 年間総処理水量と年間有収水量の見通し

過年度実績における年間総処理水量に対する年間有収水量割合、将来人口、将来の汚水量原単位より求めた年間総処理水量及び年間有収水量の予測値を以下に示します。

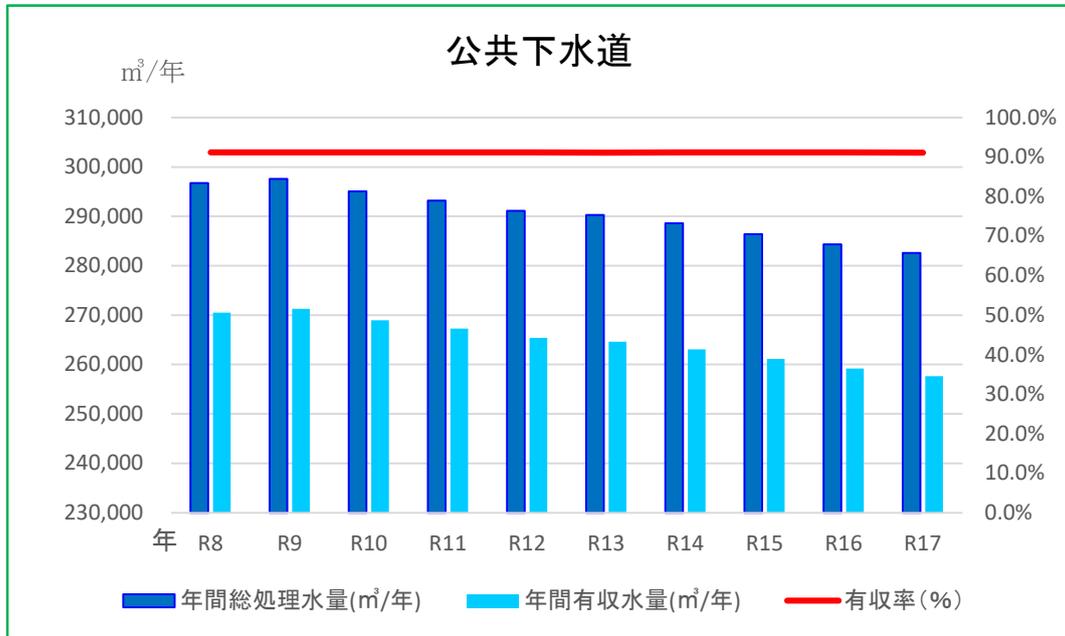


図 3-6 公共下水道 年間総処理水量と年間有収水量

表 3-5 公共下水道 年間総処理水量と年間有収水量

年 項目	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035
年間総 処理水量 (千 m³/年)	297	298	295	293	291	290	289	286	284	283
年間有収 水量 (千 m³/年)	271	271	269	267	265	265	263	261	259	258
有収率 (%)	91.2	91.2	91.2	91.2	91.2	91.2	91.2	91.2	91.2	91.2

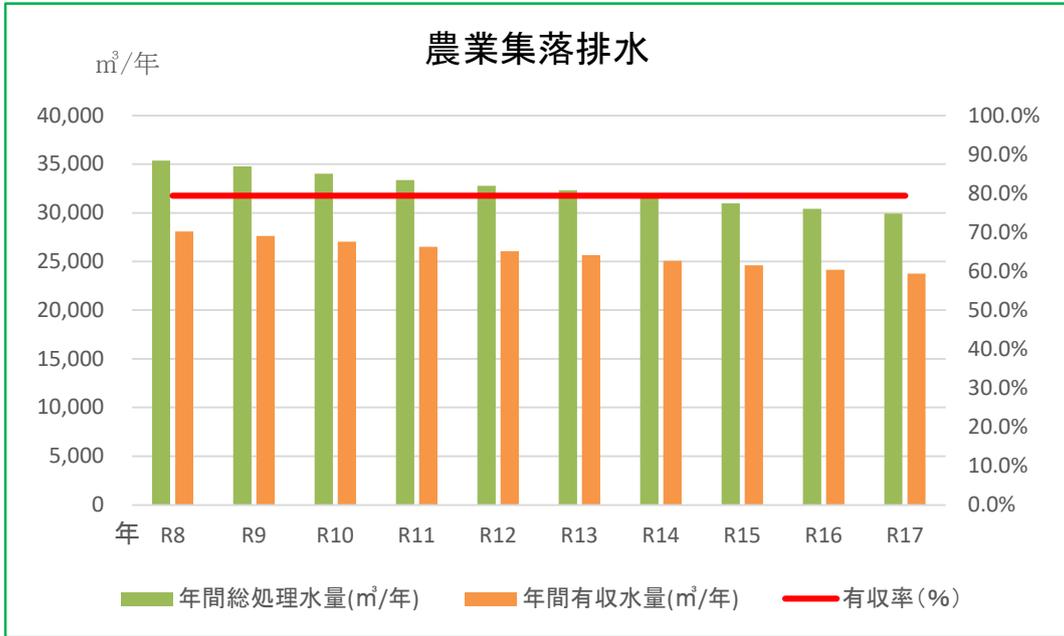


図 3-7 農業集落排水 年間総処理水量と年間有収水量

表 3-6 農業集落排水 年間総処理水量と年間有収水量

年 項目	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035
年間総 処理水量 (千 m ³ /年)	35	35	34	33	33	32	32	31	30	30
年間有収 水量 (千 m ³ /年)	28	28	27	26	26	26	25	25	24	24
有収率 (%)	79.4	79.4	79.4	79.4	79.4	79.4	79.4	79.4	79.4	79.4

3.1.4 水洗化人口と下水道使用料収入の見通し

将来の水洗化人口と現行下水道使用料単価より求めた下水道使用料収入の見通しを以下に示します。

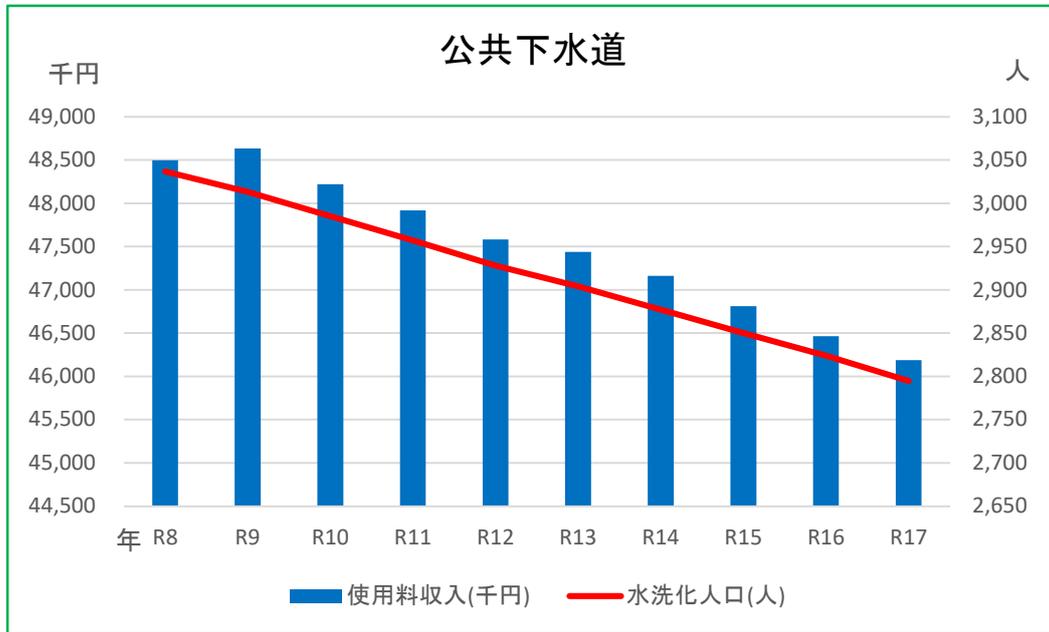


図 3-8 公共下水道 水洗化人口と使用料収入

表 3-7 公共下水道 水洗化人口と使用料収入

年 項目	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035
水洗化 人口 (人)	3,037	3,013	2,985	2,957	2,928	2,904	2,877	2,850	2,824	2,795
使用料 収入 (百万円)	48.5	48.6	48.2	47.9	47.6	47.4	47.2	46.8	46.5	46.2

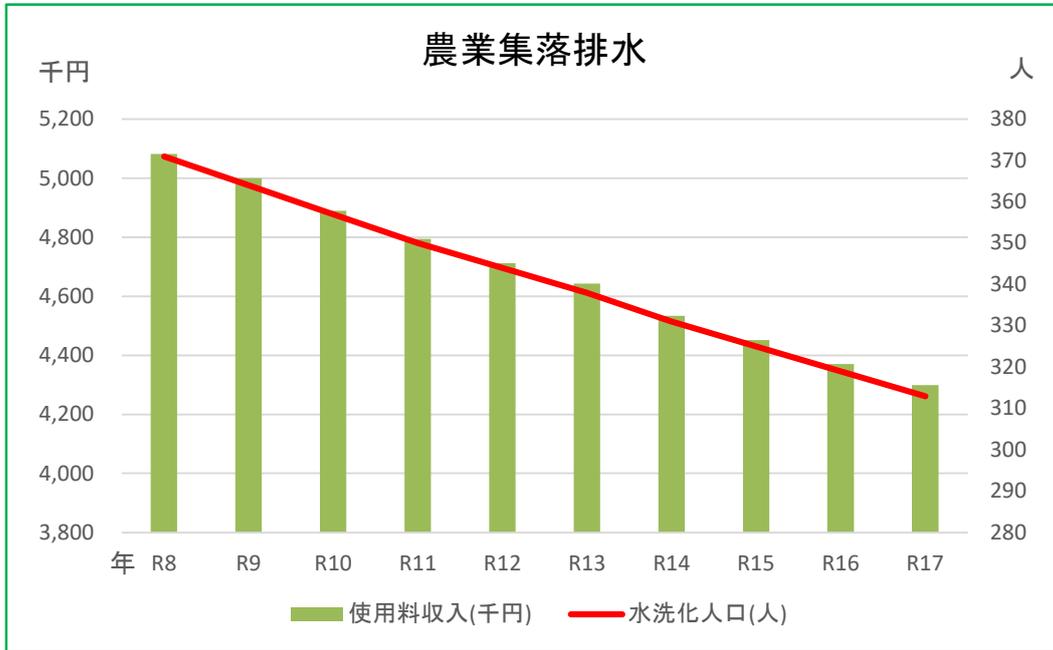


図 3-9 農業集落排水 水洗化人口と使用料収入

表 3-8 農業集落排水 水洗化人口と使用料収入

年 項目	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035
水洗化 人口 (人)	371	364	357	350	344	338	331	325	319	313
使用料 収入 (百万円)	5.1	5.0	4.9	4.8	4.7	4.6	4.5	4.5	4.4	4.3

3.2 施設の見通し

3.2.1 公共下水道施設

【污水管渠】

昭和 57 年(1982 年)に整備された月が丘団地は平成 18 年度(2006 年)に処理施設を廃止、マンホールポンプ施設に切替え受贈資産として公共下水道に編入されました。

当該地区の污水管渠は、令和 14 年(2032 年)に経過 50 年となり標準耐用年数を迎えます。

公共下水道の管渠は平成 7 年(1995 年)より整備が始まり所要部は平成 20 年(2008 年)までにほぼ整備されました。

平成 7 年(1995 年)から整備された污水管渠は、令和 7 年(2025 年)時点で布設後 30 年以下であることから、現段階における更新需要は低い状況です。

現在、管渠の計画的な点検・清掃を行っており、老朽化に備えた適切な維持管理を行っているところです。

§ 3

将来の事業環境

§ 3

将来の事業環境

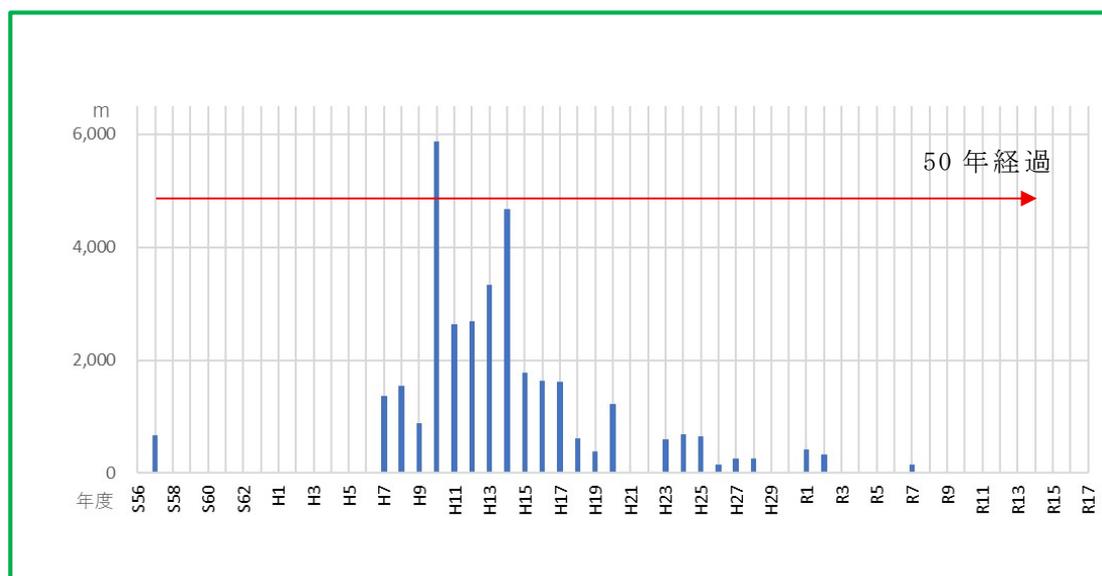


図 3-10 公共下水道 年度別污水管渠整備延長

【マンホールポンプ施設】

マンホールポンプは16箇所あり、内6箇所は供用開始から25年が経過しており、耐用年数の短い機械設備・電気設備の更新等を適宜実施し、適切な維持管理に努めている状況です。

【汚水処理施設】

大江町浄化センターは、平成7年(1995年)～平成12年(2000年)に第1期工事を行い、平成13年3月に供用開始しました。

続いて平成19年(2007年)～平成23年(2011年)に第2期工事を行いました。

供用開始から約25年が経過し、今後、更新需要が増えていく見込みであることから、より効率的に改築更新に取り組む必要があります。

本町では令和2年度(2020年)に浄化センターについてストックマネジメント計画を策定し、長期的視点で処理施設全体の今後の老朽化の進捗状況を考慮し、リスク評価を踏まえ、施設管理目標及び長期的な改築シナリオを設定した上で、経費の平準化に努め、適切な維持管理と施設の更新を行っているところです。

限られた人員や予算の中で効果的な施設管理を目的に、各設備の特性、処理機能や予算への影響を考慮し、重要度が高い設備に対し予防保全型を実践していきます。

3.2.2 農業集落排水施設

本町には、檜山地区と深沢・伏熊地区の二つの農業集落排水施設があり、檜山地区は平成 8 年(1996 年)4 月 1 日より、深沢・伏熊地区は平成 15 年(2003 年)4 月 1 日より供用を開始しています。

【汚水管渠】

檜山地区は平成 6 年(1994 年)に整備されました。深沢・伏熊地区は平成 12 年(2000 年)～平成 15 年(2003 年)に整備されました。

令和 7 年(2025 年)時点で、檜山地区では布設後 31 年、深沢・伏熊地区は布設後 25 年以下であることから、現段階における更新需要は低い状況です。

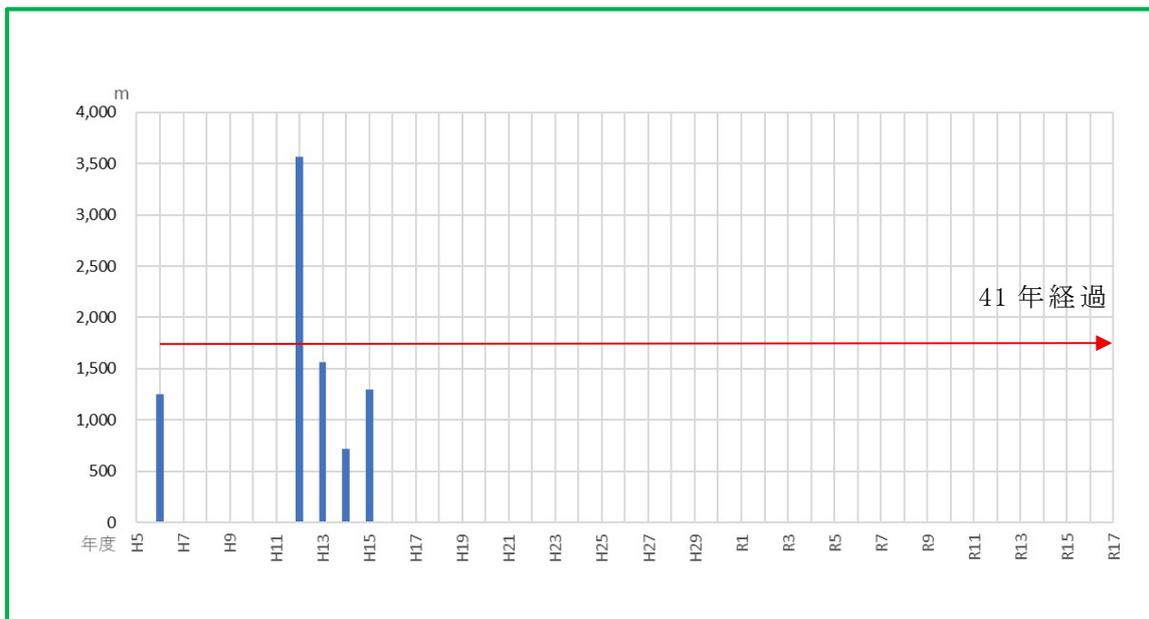


図 3-11 農業集落排水 年度別汚水管渠整備延長

【マンホールポンプ施設】

マンホールポンプは檜山地区で 1 箇所、深沢・伏熊地区で 8 箇所あります。

檜山地区では供用開始から 29 年、深沢・伏熊地区で 22 年が経過しており、耐用年数の短い機械設備・電気設備の更新等を適宜実施し、適切な維持管理に努めている状況です。

【汚水処理施設】

汚水処理施設については、今後、更新需要が増えていく見込みであることから、より効率的に改築更新に取り組む必要があります。

必要な更新を計画的に進めていくため、令和2年度(2020年)に農業集落排水施設の機能診断業務を行い、劣化状況を把握しました。

さらに檜山処理施設については、機能診断結果を受け、最適整備構想を策定しました。

最適整備構想に基づき、劣化状況の観察と保全計画により経費の平準化に努め、適切な維持管理と施設の更新を行っているところです。

限られた人員や予算の中で効果的に施設管理を行っていくため、機械設備点検整備業務の民間委託を実施し、民間事業者の専門知識、管理技術を活用し適正な運営維持管理を行い、処理機能や予算への影響を考慮しつつ、重要度が高い設備に対し予防保全を実践していく計画です。

3.3 組織の見通し

業務を担当している建設水道課は、課長を含め7名(うち人件費計上職員数：上水道2名、公共下水道2名、農業集落排水1名)体制で運用しています。

本町の下水道事業は、令和6年度(2024年)より地方公営企業法の一部適用をしており、職員の人事は一般会計との異動があるため、当面、組織構成、職員数も現状維持の予定です。

今後は、公営企業会計制度や老朽化する施設の更新へ対応できる専門的な知識や経験を持った職員の育成に努め、持続可能な組織体制を構築していく必要があります。

3.4 財政収支見通し(使用料据置ケース)

使用料据置ケースにおける財政収支見通しを、使用料収入、経常収支比率、経費回収率について提示します。

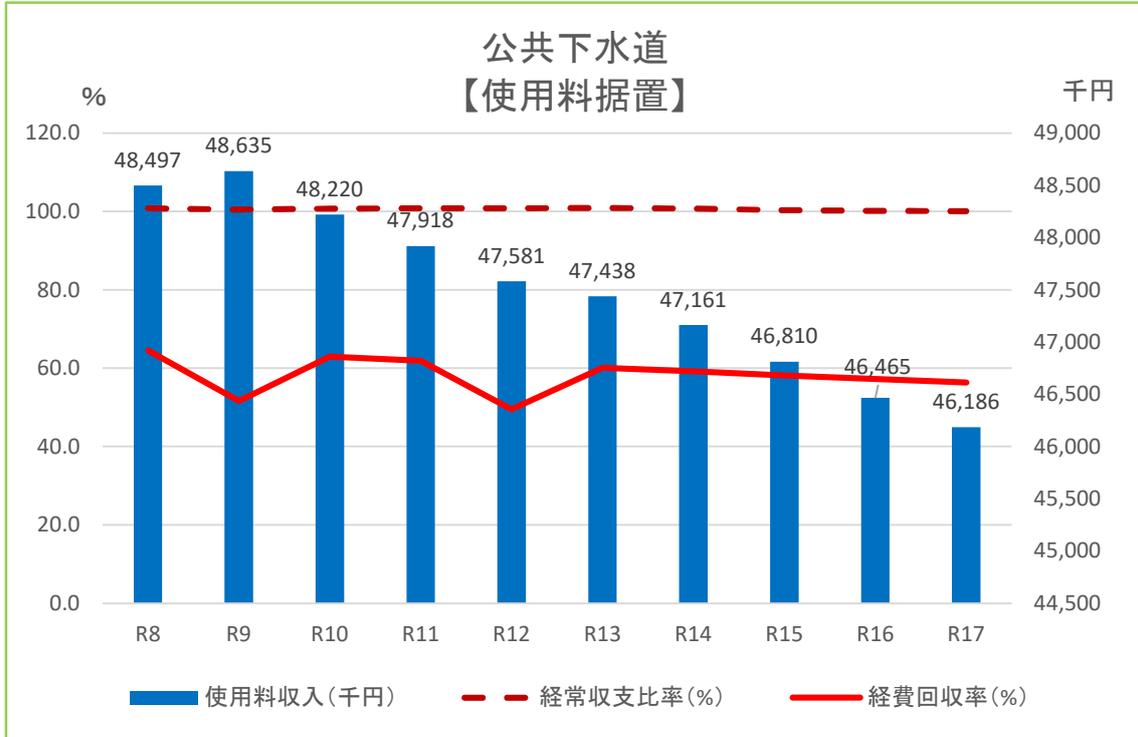


図 3-12 公共下水道 【使用料据置ケース】

表 3-9 公共下水道 【使用料据置ケース】

年 項目	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035
使用料 収入 (百万円)	48.5	48.6	48.2	47.9	47.6	47.4	47.2	46.8	46.5	46.2
経常収支 比率(%)	100.8	100.5	100.7	100.8	100.8	100.9	100.7	100.3	100.2	100.1
経費回収 率(%)	64.5	51.6	62.9	61.9	49.5	60.1	59.2	58.1	57.2	56.3

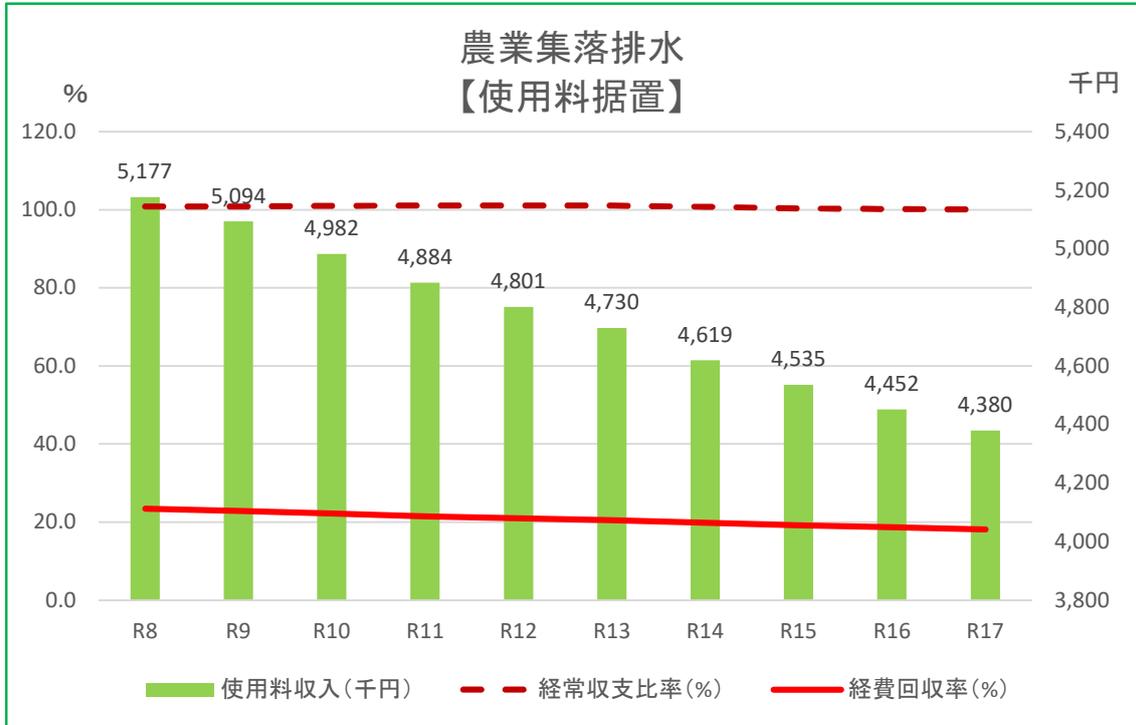


図 3-13 農業集落排水 【使用料据置ケース】

表 3-10 農業集落排水 【使用料据置ケース】

年 項目	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035
使用料収入 (百万円)	5.2	5.1	5.0	4.9	4.8	4.7	4.6	4.5	4.5	4.4
経常収支 比率(%)	100.9	100.9	101.0	101.1	101.1	101.1	100.8	100.4	100.2	100.1
経費回収 率(%)	23.5	22.9	22.2	21.5	21.0	20.5	19.8	19.2	18.7	18.2

3.5 まとめ

本章で示した本町の下水道事業環境の見通しを表 3-11 にまとめ示します。

表 3-11 下水道事業環境の見通し

項目	見通し
人材(ヒト)	・現状の人員体制を維持します。
資産(モノ)	<ul style="list-style-type: none"> ・管渠、構造物については法定耐用年数を迎えていませんが、政令で定める基準を主として点検を行い維持管理に努める必要があります。 ・引き続き公共はストックマネジメント計画、農集は最適整備構想に基づき、計画的更新を実施し、今後増大する投資額の平準化を図る必要があります。 ・耐用年数の短い機械電気設備については定期点検等により適切に管理し、機能保全を行っていく必要があります。 ・資器材の価額が上昇傾向にあり、維持管理費、ライフサイクルコストの増加が懸念されます。
資金(カネ)	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少による使用料の減収が見込まれます。 ・使用料収入の不足額の一部を一般会計からの繰入金で賄っている状況です。 ・汚水処理に係る費用の一部が使用料以外の収入により賄われています。 ・流動比率が低く短期的な債務に対する支払い能力が低い状況です。

§ 3

将来の事業環境

§ 3

将来の事業環境

分析結果では、企業会計として独立採算を考えた場合、経営体質の改善が課題となっています。先を見通した老朽化対策も必要です。

将来の下水道事業環境を見通した上で、課題解決のための方策として、以下の取組みが必要であると考えられます。

- ・ 適正な使用料収入の確保
(有収水量の確保、使用料の適正化)
- ・ 汚水処理費の削減
(維持管理の効率化、経費の削減)
- ・ 将来を見据えた計画的老朽化対策
(定期的な計画の検証と見直し、更新改築投資額の平準化)

§ 4 経営課題と経営改善に向けた取組み

§ 4 経営課題と経営改善に向けた取組み

4.1 経営課題の整理

下水道事業の概要として、本町における取組みや現在の施設等の状況を把握し、事業の将来像の確認を行いました。

加えて社会環境の変化として、人口減少に伴う使用料収入の減少、物価上昇等による維持管理や投資コストの増加などが挙げられます。

上記の内容を踏まえて、本町の下水道事業を持続的に推進するにあたっての解決すべき課題を次のとおり整理します。

§ 4

経営課題と経営改善に向けた取組み

課 題	内 容
水洗化の促進	水洗化率が低いことから、接続促進に取り組む必要があります。
経費節減の徹底	汚水処理原価が高く、経費回収率が低く、企業債残高が多額です。 経費節減と収入確保に取り組む必要があります。
施設の長寿命化対策及び改築更新	管渠、構造物は耐用年数に達していませんが、耐用年数の短い機械設備、電気設備について計画的な改築更新に取り組む必要があります。
安定的な財源の確保	経費が増加していくのに対し、使用料収入は伸びない見込みです。 水洗化の促進による使用料収入の確保と適正な公費負担の確保に取り組む必要があります。
民間活力等の更なる活用	経費削減並びに効率的に事業を継続するため、民間活力の活用に取り組む必要があります。
人材の育成	事業を継続するためには、専門的な知識や経験を持った職員が不可欠です。 研修等に取り組み、人材を育成する必要があります。
農業集落排水事業の今後の在り方	人口減少により農業集落排水事業では、事業の継続が困難になることが見込まれます。 今後の汚水処理をどのようにしていくべきか、検討する必要があります。

§ 4

経営課題と経営改善に向けた取組み

4.2 経営改善に向けた取組み

4.2.1 基本理念

住民生活における重要かつ基本的なインフラである下水道施設を適切に維持管理し、将来にわたり、安定的に下水道サービスを提供することが可能な経営を目指します。

4.2.2 基本方針

本町の下水道事業では、今後の10年間において経営基盤強化に取り組めます。

人口減少や物価上昇などの社会情勢の変化により、事業を取り巻く環境が厳しさを増す中で、今後の継続的・安定的な事業推進のため、次の4点を基本方針として取組んでいきます。

基本方針	施策
水洗化の促進	下水道未接続者に対する普及啓発活動を継続し、水洗化の促進を図ります。
下水道施設等の適正な管理と更新	機械電気設備の保守点検等を計画的に行い、適正な維持管理に努めます。 また、施設の老朽化対策として、ストックマネジメント計画、最適整備構想に基づき、計画的な改築更新を進めます。
安定した経営基盤の確立	人口の減少や施設設備の更新需要の増加など、今後の下水道事業の経営環境は厳しいものとなる見込みです。不足する財源については、使用料の改定だけではなく、投資の平準化や事業の見直し、民間活力等の活用による経費節減に努めながら、補助金や繰入金などの財源確保を図ることによって、経営の健全化、効率化を進め、安定した事業運営に取り組めます。
知識技術の継承と人材の育成	下水道施設等の適正な維持管理や更新には、業務の知識はもちろんのこと、十分な現場経験や高度な技術が必要であることから、OJTを基本に知識技術の継承、外部研修等を活用して人材を育成します。

§5 投資・財政計画の策定

§ 5 投資・財政計画の策定

投資・財政計画(収支計画)は、経営戦略の中心となる収支計画です。

この投資・財政計画(収支計画)は、施設・設備に関する投資の見通しである「投資試算」と、それに対応する財源の見通しである「財源試算」を主な構成要素としています。これに投資以外の経費も含めた上で、将来にわたり収入と支出が均衡するように調整することとされています。

投資・財政計画(収支計画)における各数値の試算にあたっては、その前提条件を明らかにする必要があります。

まず本町の下水道事業の現状を整理するために、事業の概要及び経営・財務の状況を整理・分析し、次に将来の事業環境を予測します。

これらを踏まえ、経営の基本方針として定める現行の各事業計画が予定どおりに進捗した場合の影響と将来の収支見通しを算定し、これを投資・財政計画(収支計画)として策定します。

§ 5

投資・財政計画の策定

§ 5

投資・財政計画の策定

5.1 投資試算

投資試算について、令和11年度までは建設改良事業年次計画を策定しており、それに準じて投資試算を行います。

令和12年度以降は、ストックマネジメント計画、最適整備構想に基づき優先度の高い事業を実施する計画で試算を行います。

以下に主な令和7年度～11年度の建設改良事業の概要を示します。

5.1.1 投資計画

(1) 公共下水道事業

- ①^{どめき}百目木地区 下水道管渠整備事業
事業期間：令和5年度～
概算事業費：215,071千円(実績分除く)
事業概要：最上川堤防整備に伴う下水道再整備事業
- ②^{しかごさわ}鹿子沢地区 下水道管渠整備事業
事業期間：令和7年度～
概算事業費：343,996千円
事業概要：鹿子沢地区堤防整備に係る管渠布設替事業
- ③藤田地区 下水道管渠整備事業
事業期間：令和8年度
概算事業費：9,906千円(実績分除く)
事業概要：藤田地区住宅団地整備事業
- ④浄化センター電気設備真空遮断器更新工事
事業期間：令和7年度
概算事業費：3,630千円
事業概要：電気設備真空遮断器更新工事
- ⑤浄化センター施設照明設備更新(LED化)工事
事業期間：令和11年度
概算事業費：22,000千円
事業概要：脱炭素化推進事業

(2) 農業集落排水事業

① 深沢伏熊地区 4号マンホールポンプ更新工事

事業期間：令和8年度

概算事業費：2,420千円

事業概要：マンホールポンプ更新工事

② 檜山及び深沢伏熊処理施設照明設備更新(LED化)工事

事業期間：令和11年度

概算事業費：8,800千円

事業概要：脱炭素化推進事業

§ 5

5.1.2 減価償却の推計

(1) 減価償却費

既存資産は、令和6年度までに固定資産台帳に登録済みの資産の減価償却予定額を計上しました。

新規取得資産は、5.1.1の投資計画に基づき、個別に見積もった金額を新規投資額とし、資産ごとの法定耐用年数に応じて減価償却するものとします。

令和7年度における減価償却費156,209千円に対し、計画最終年度の令和17年度には156,675千円となる予測です。

(2) 長期前受金戻入額

既存資産は、令和6年度までに取得した固定資産に紐づく長期前受金の収益化額を計上しました。

新規取得資産は、5.1.1の投資計画に基づき、個別に見積もった金額を新規投資額とし、国庫補助金等繰延収益に該当する財源については資産ごとの法定耐用年数に基づき、収益化するものとします。

令和7年度における長期前受金戻入額83,025千円に対し、計画最終年度の令和17年度には72,945千円となる予測です。

§ 5

5.2 財源試算

財源試算については以下のとおりとなります。

5.2.1 使用料収入

使用料収入は有収水量の見通しに、使用料単価の過去5年間の実績の平均値を乗じて推計しました。

また、人口減少、節水意識の高まり等による有収水量の減少による使用料収入の減収を見込んでいます。現行の使用料体系における推移として、令和7年度は53,942千円を確保できる見込みですが、令和17年度の推計値では50,566千円となり、3,376千円(約6%)の減収が見込まれます。

今後も人口減少等による使用料収入の減収や施設等の老朽化に伴う更新需要(建設改良費)の増大が推測されることから、経営環境は一層厳しさを増していくものと考えられます。このような状況下で下水道サービスを持続的及び安定的に提供していくためにも、地方公営企業の原則である独立採算制のもと、適正な使用料収入をもって自立的な経営を目指す必要があります。

5.2.2 企業債

企業債については、建設改好事業費に国庫補助金等を充当した後の不足額に対する財源として活用する方針です。計画期間中は、前項5.1.1の投資計画に基づき令和17年度までの新たな借入額を324,400千円と見込んでいます。

企業債元金の償還が進む一方、新規建設投資における国庫補助金等の積極的な活用により企業債発行の抑制を図ります。その結果、企業債未償還残高は、令和7年度末の955,727千円から令和17年度末には466,100千円まで減少する見込みです。

また、計画期間中は令和12年度まで継続して資本費平準化債を活用し、下水道利用者の資本費負担の軽減を図るとともに、世代間の負担の公平性を確保しつつ資本負担の一部を次世代へ緩やかに繰り延べていきます。

さらに、将来世代の負担を配慮しつつ企業債発行額の適切な管理を推進し、健全な財政運営の維持に努めます。

§ 5

投資・財政計画の策定

§ 5

投資・財政計画の策定

5.2.3 国庫補助金等について

本計画期間内における国庫補助金等の試算については、投資計画（建設改良費）に連動して算出しています。国庫補助金については、本戦略の5.1.1に掲げる事業のうち、社会資本整備総合交付金の交付対象となると見込まれる事業について、事業実施年度と投資額を踏まえ、適切な補助見込額を算出しています。

なお、主要事業のうち百目木・鹿子沢地区下水道管渠整備事業については、国及び県からの補償金を財源として充当することとしており、充当見込み額を財源計画に反映させています。

5.2.4 繰入金について

下水道事業に係る経費負担区分原則に基づき、一般会計が負担すべき経費については、財政当局と協議の上、一般会計繰入金を充当する見込みです。総務副大臣通知「地方公営企業繰出金について（通知）」に基づき、繰出基準内の繰入金を算定し計上しています。

基準外繰入金については収益的収支が収支均衡となるように充当するものとし、また資本的収入額が資本的支出額に不足する額のうち、損益勘定留保資金等の充当後にもなお不足する額についても、基準外繰入金を充当するものとしします。

§ 5

投資・財政計画の策定

§ 5

投資・財政計画の策定

5.3 投資以外の経費

5.3.1 経常経費

(1) 職員給与費

令和6年度の職員数を維持するとし、令和6年度実績値に基づく一人当たり職員給与費を基準に、人事院公表資料「本年の給与勧告のポイントと給与勧告の仕組み(令和7年8月)」より令和2年から令和6年度の平均値0.9%をベースアップ率として採用し推計しました。

(2) その他の経費について

動力費、薬品費等の経費については、令和2～6年度決算の平均値を基準に物価上昇率を加味し推計しました。

物価上昇率は、内閣府が試算する「中長期の経済財政収支に関する試算」にてシミュレーションされている「消費者物価上昇率」に基づき、年1.0%の上昇率を見込みます。

5.3.2 支払利息

(1) 既発行債

既往の償還計画に基づき、各年度の予定額を計上しました。

(2) 新発行債

起債の償還方法、金利については次のとおり設定しました。

金利は、地方公共団体金融機構の「固定金利・機構特別利率・半年賦元利均等」のR7.10.29適用を採用し、保守的に金利を0.5%上乘せしています。

- ① 管路施設：償還年数30年(うち据置5年)、3.2%
- ② 機械装置：償還年数15年(うち据置なし)、2.3%
 - ※電気関連、防食は10年(うち据置なし)、1.9%
- ③ 法適用債：償還期間10年(うち据置3年)、2.0%
- ④ 資本平準化債：償還期間20年(うち据置4年)、2.6%

5.4 投資・財政計画の策定

投資・財政計画の策定結果を下記に示します。

5.4.1 当期純利益、繰越利益剰余金及び資金残高



図 5-1 当期純利益、繰越利益剰余金及び資金残高の見通し

表 5-1 当期純利益、繰越利益剰余金及び資金残高の見通し

単位：百万円

年	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
項目	実績	見込	推計									
当期純利益	57.3	1.7	2.2	203.9	2.4	2.5	46.7	2.7	2.0	1.0	0.5	0.3
繰越利益剰余金	61.7	63.4	21.5	209.2	186.6	180.9	213.1	215.8	217.9	218.9	219.3	219.7
資金残高	25.0	60.2	45.2	224.3	218.7	207.1	268.2	304.4	339.5	378.6	425.5	478.8

今後の当期純利益及び繰越利益剰余金は増減があるものの、ある程度の水準で推移する一方で、令和9年度には約2億円の純利益が見込まれます。これは、現在予定されている百目木地区及び鹿子沢地区における堤防整備に伴う下水道管渠整備事業に対する国及び県からの補償金収入によるものです。

これに伴い資金残高が大きく増加し、令和17年度における資金残高は478,792千円となる見込みです。

5.4.2 使用料収入及び経費回収率

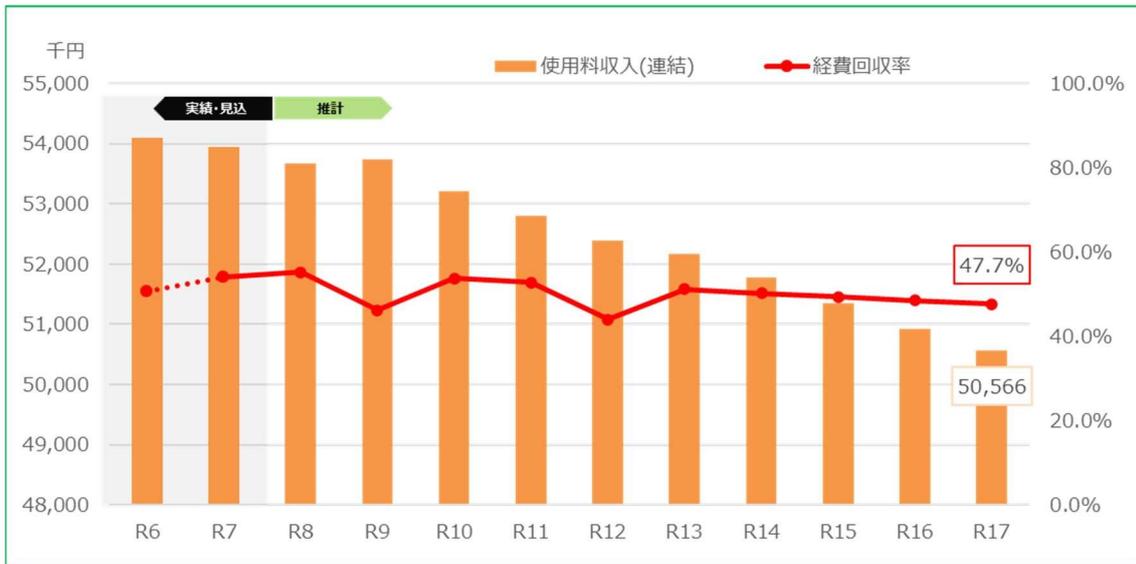


図 5-2 使用料収入(連結)及び経費回収率の見通し

表 5-2 使用料収入(連結)及び経費回収率の見通し

単位：千円、%

年	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
項目	実績	見込	←	推計						→		
使用料収入(連結)	54,088	53,942	53,674	53,729	53,202	52,802	52,382	52,168	51,780	51,345	50,917	50,566
経費回収率	50.6	53.9	55.2	46.1	53.7	52.8	44.0	51.1	50.2	49.3	48.5	47.7

計画期間における経費回収率の推計は、各年度における使用料収入(連結：公共下水道使用料収入と農業集落排水施設使用料収入の合計)を汚水処理費(公費負担分控除後)で除して算定しています。

今後はこれまでと同様に、人口減少、節水意識の高まり等による有収水量の減少に伴い、使用料も減収の見込みとなります。

現行の使用料体系での推移として、令和7年度使用料収入は53,942千円を確保できる見込ですが、令和17年度には50,566千円となり、約3,376千円(約6.3%)の減少が見込まれます。

一方、汚水処理費については物価上昇等による維持管理費の増加、施設更新にかかる減価償却費の増加及び新規発行企業債にかかる支払利息の増加が見込まれ、現行の使用料体系の場合、令和15年度以降は経費回収率が50%を下回る見込みです。

5.4.3 収益的収支、基準内繰入金及び基準外繰入金

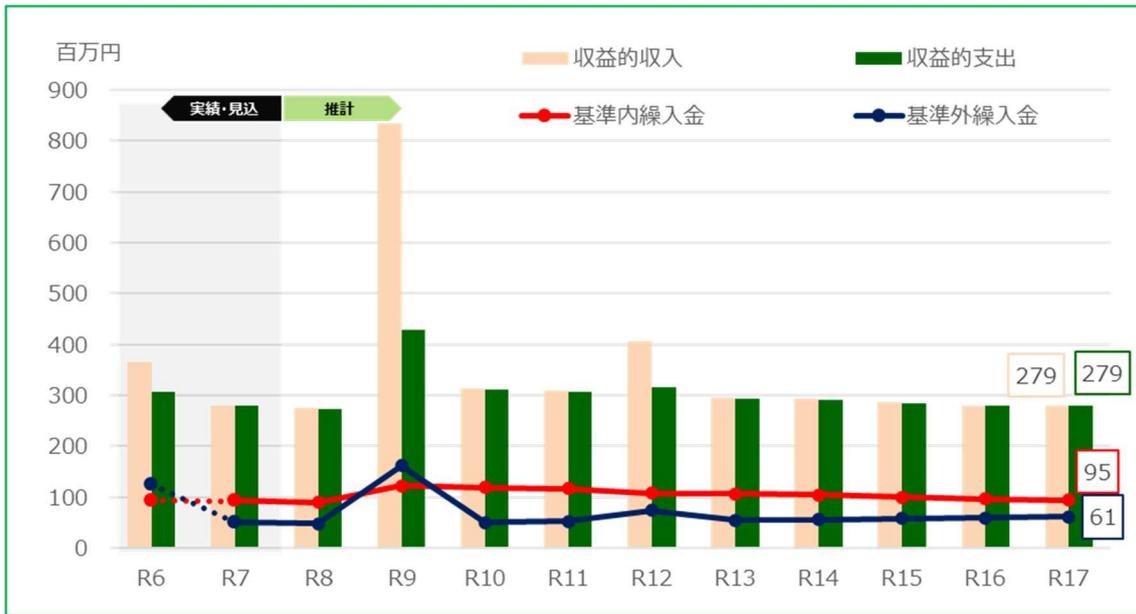


図 5-3 収益的収支、基準内繰入金及び基準外繰入金の見通し

表 5-3 収益的収支、基準内繰入金及び基準外繰入金の見通し

単位：百万円

年	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
項目	実績	見込	推 計									
収益的収入	365	281	275	834	313	309	407	297	294	286	280	279
収益的支出	308	279	273	429	311	307	316	294	292	285	280	279
基準内繰入金	94	93	90	123	119	117	108	107	105	100	97	95
基準外繰入金	125	51	48	161	51	52	73	55	56	58	60	61

令和 6 年度以降、全体の傾向としては令和 17 年度にかけて徐々に減少しながら推移する見込みです。令和 9 年度に収益的収入が大きく増加しますが、堤防整備に伴う下水道管渠整備事業に係る補償金の入金による一過性のものです。

維持管理費については給与費上昇率及び物価上昇率を年 0.9～1.0%として推計しているため、増加傾向にあります。減価償却費及び支払利息が減少傾向にあることから、費用全体ではやや減少傾向となります。

一方、収入については人口減少による使用料収入の減少が見込まれますので、これを補てんする形で基準外繰入金を増加させることで収支均衡を図ります。

5.4.4 資本的収支、基準内外繰入金及び内部留保資金

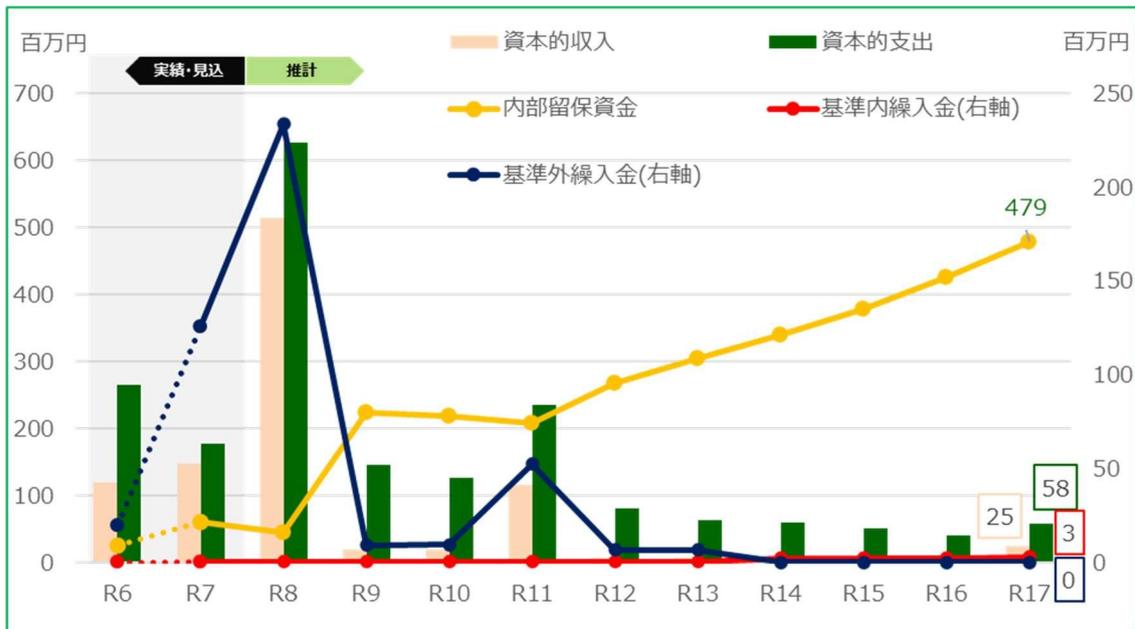


図 5-4 資本的収支、基準内外繰入金及び内部留保資金の見通し

表 5-4 資本的収支、基準内外繰入金及び内部留保資金の見通し

単位479百万円

年	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
項目	実績	見込	推計									
資本的収入	119.0	147.1	513.5	19.5	20.0	115.8	7.0	7.2	2.4	2.5	2.5	25.1
資本的支出	265.6	176.9	625.9	144.9	126.4	235.2	81.4	63.2	58.8	51.1	40.0	57.6
基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	2.2	2.3	2.4	3.0
基準外繰入金	19.7	125.5	233.7	9.1	9.6	52.6	6.6	6.7	0	0	0	0
内部留保資金	25.0	60.2	45.2	224.3	218.7	207.1	268.2	304.4	339.5	378.6	425.5	478.8

令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間で、資本的収入では総額 7.15 億円を見込んでおり、そのうち 48.7% (3.49 億円) が企業債、51.3% (3.66 億円) が国県補助金、他会計補助金、受益者負担金等です。特に基準外繰入金については、令和 6 年度で 19,657 千円計上していましたが、令和 17 年度には 169 千円まで減少する見込みです。

資本的支出では、総額約 14.85 億円を見込んでおり、そのうち 56.6% (8.41 億円) が建設改良費、43.4% (6.44 億円) が企業債償還金です。資本的収支差額分の 7.7 億円を補てんする財源に充てることのできる現金等の内部留保資金は各年度において確保しています。

下水道事業は、供用開始から経年により施設の老朽化対策及び長寿命化対策が必要になり、将来的には施設更新等による多額の建設改良費が見込まれるため、適正な収益確保に向けた取組みを実施するとともに、ストックマネジメント計画に基づく適正な資産管理による投資の平準化や経費の削減を図る必要があります。

§ 5

投資・財政計画の策定

§ 5

投資・財政計画の策定

**§ 6 投資・財政計画に未反映の取組みや
今後検討予定の取組み**

§ 6 投資・財政計画に未反映の取組みや今後検討予定の取組み

投資・財政計画に未反映の取組みや今後検討予定の取組みなどは次のとおりです。

6.1 今後の投資についての検討状況

広域化、共同化、最適化に関する事項	・現時点ではありません。
投資の平準化に関する事項	・ストックマネジメント計画並びに最適整備構想にて立案された将来の改築・更新事業費の平準化計画に準じて投資を行います。 ・点検結果状況、資器材の価格状況等を把握し、定期的に検証し、平準化計画を見直します。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFI など)	・現段階で具体化している事業はありませんが、今後の動向を踏まえながら、民間活力を活用した持続的な下水道経営について検討を行います。
その他の取組み	・高い水準のサービス維持を目的に、組織体制、人材教育、官民連携等について検討します。 ・災害に強い下水道基盤の確立を目指します。

§ 6

投資・財政計画に未反映の取組みや今後検討予定の取組み

§ 6

投資・財政計画に未反映の取組みや今後検討予定の取組み

6.2 今後の財源についての検討状況

使用料の見直しに関する事項	・経営戦略の検証、見直しの時期に合わせて、少なくとも5年に1度の頻度で下水道使用料改定の必要性について検討を行い、適正な下水道使用料水準を維持します。 ・具体策は§7に記載します。
資産活用による収入増加の取組み	・現時点ではありません。
その他の取組み	・水洗化率の向上を推進し、使用料の増加に取組みます。 ・未納者に対する債権管理を継続し、未収金の回収により収入の増加を図ります。 ・企業債の発行は必要最小限とするとともに、低利の借入れ、有利な借換えを活用するなど、企業債償還費用の抑制に努めます。 ・支出の最適化等を行い、一般会計からの負担金等を削減し、町の財政的援助の負担軽減を図ります。

6.3 投資以外の経費についての考え方・検討状況等

民間活力の活用に関する事項	・処理場等の維持管理業務委託について、ウォーターPPPを導入した場合の委託内容等を検討整理し、民間活力を有効に活用します。
職員給与費に関する事項	・効率的な業務執行体制を構築し、適正な職員数の確保に努めます。
動力費に関する事項	・改築、更新に合わせて省エネ機器の導入等を検討し、動力費の低減に努めます。
薬品費に関する事項	・経費削減の方策を検討していきます。
修繕費に関する事項	・定期点検により、軽微な損傷のうちに修繕を実施することで、重大な故障等を未然に防ぎ、突発的な経費増大が発生しないように取組みます。
委託費に関する事項	・新規、既存の契約に関わらず、統廃合などの可能性を検証し、契約事務の効率化、経費の節減に取組みます。
その他の取組み	・公営企業会計や建設改良事業等の専門的な知識・技術を習得するために、関連する各種研修等に積極的に参加し、職員の資質向上を図ります。 ・町民に下水道サービスを持続的に提供できる組織体制の維持構築に努めます。

§ 6

投資・財政計画に未反映の取組みや今後検討予定の取組み

§ 6

投資・財政計画に未反映の取組みや今後検討予定の取組み

6.4 業務効率化、DX・GX等の取組みについて

業務効率化の取組み	・事業そのものの意義、提供しているサービス自体の必要性及び事業としての持続可能性、事業ごとの特性に応じた経営形態の在り方等を念頭に、業務の効率化を図ります。
DXの取組み	・本町の下水道業務に適合し業務効率化に寄与すると考えられるDX技術の導入について、今後取組む予定です。
GXの取組み	・脱炭素化推進事業として令和11年度に処理施設内の照明機器のLED化を実施予定です。 ・引続き施設の機資材更新時において省エネ機器の採用に努めます。
リモートワークの取組み	・導入済みです。

§ 7 経営戦略の事後検証と進捗管理

§ 7 経営戦略の事後検証と進捗管理

7.1 事後検証等に関する考え方

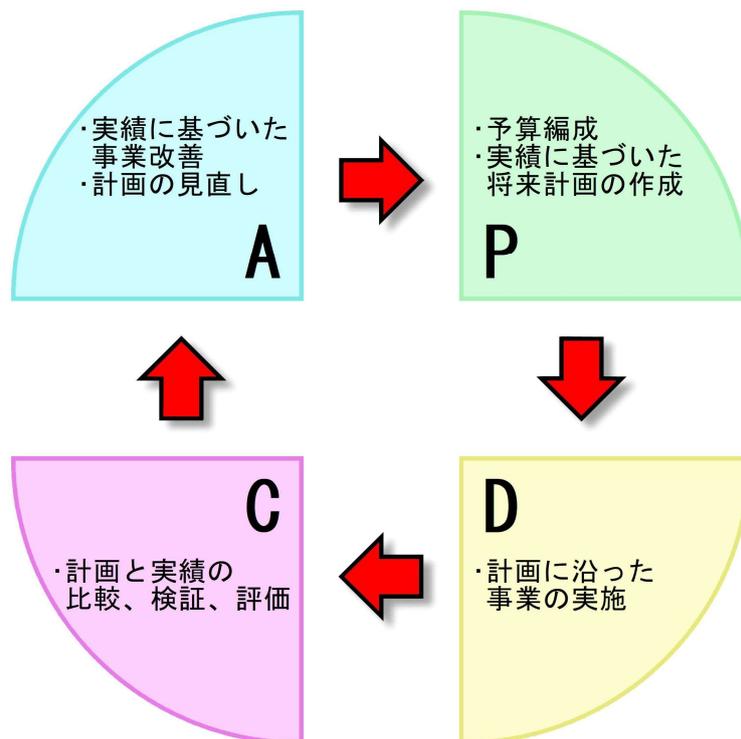
下水道事業は財源の多くを国庫補助金に依存しており、一般会計の公費負担による収入も大きい事業です。よって、外部要因が下水道事業に与える影響は多大であり、国の補助制度に関する動向や町の財政状況により事業計画の変更を余儀なくされることがあります。

経営戦略の事後検証については、毎年度の進捗管理を踏まえ、目標値と実績値の乖離の把握と比較分析を確実に実施するために、PDCAサイクルを活用し、将来計画の策定(Plan)、事業の実行(Do)、検証・評価(Check)、改善・見直し(Action)を行い、フォローアップしていきます。

また、少なくとも3～5年ごとに見直し(ローリング)を行い、投資・財政計画の見直しと適正な下水道使用料についての検討を行ないます。

§ 7

経営戦略の事後検証と進捗管理



§ 7

経営戦略の事後検証と進捗管理

図 7-1 PDCA サイクルによる進捗管理と見直し

7.2.2 収支構造適正化に向けた目標設定

収支構造適正化に向けた取組みとして、指標に目標値を設定し、達成に向けた評価基準とします。

合わせてシミュレーション検討を行い、その設定した目標値達成のために必要な使用料収入について試算を行います。

【設定条件】

- ① 公共下水道事業にて検討を行います。
- ② 令和 17 年度に目標値を設定します。

【指標と目標値】

- ① 経常収支比率を 100%以上と設定します。
- ② 経費回収率については、令和 17 年度における目標値を 70% (C-1) と 75% (C-2) の 2 ケースを設定します。
- ③ 水洗化率の目標値を 90.0%、中間値を 87.0% と設定します。

表 7-2 公共下水道における指標と目標値

指標名	単位	R6	R12	R17	達成基準
		2024	2030	2035	
		現状	中間値	目標値	
経常収支比率	%	121.8	100 以上	100 以上	100 以上
C-1 経費回収率	%	61.0	—	70	100 に近い ほど良い
C-2 経費回収率	%	61.0	—	75	100 に近い ほど良い
水洗化率	%	83.4	87.0	90.0	100 に近い ほど良い

7.2.3 使用料単価の試算検討

経営基盤の強化の観点から、目標達成のための使用料収入の確保に向けた試算を行います。

前項で設定した目標値より、令和17年度の経費回収率70%または75%を達成するために必要な使用料改定を令和12年度、令和17年度に行うとして試算をします。

なお、ここで算出する使用料とは、P2-6表2-5に示す現行の基本料金＋従量使用料の「下水道使用料」ではなく、1年間の使用料収入をその年の有収水量で除した m^3 当たりの使用料単価を表わしています。

表 7-3 使用料の試算

・ 現行使用料

現行使用料	179 円/ m^3 (税抜き)
備考	R2～R6 の 5 年間の公共下水道平均使用料単価

§ 7

経営戦略の事後検証と進捗管理

C-1 令和17年度の目標経費回収率を70%とする場合

項目	令和12年度	令和17年度
経費回収率	—	70%
改訂使用料(税抜き)	200 円/ m^3	223 円/ m^3
改定率	12% (200/179)	12% (223/200) 25% (223/179)

C-2 令和17年度の目標経費回収率を75%とする場合

項目	令和12年度	令和17年度
経費回収率	—	75%
改訂使用料(税抜き)	207 円/ m^3	239 円/ m^3
改定率	16% (207/179)	15% (239/207) 34% (239/179)

改定時の使用料単価は現状の試算に基づくものであり、詳細な使用料体系、使用料設定については、使用料改定詳細検討の際に、検討実施時点の経営状況を踏まえて算定されるべきものです。

§ 7

経営戦略の事後検証と進捗管理

7.2.4 財政収支見通し(使用料改定ケース)

令和17年度の経費回収率70%または75%を達成するために必要な使用料を令和12年度、令和17年度に改定した場合の財政収支の予測を、使用料収入、経常収支比率、経費回収率について提示します。

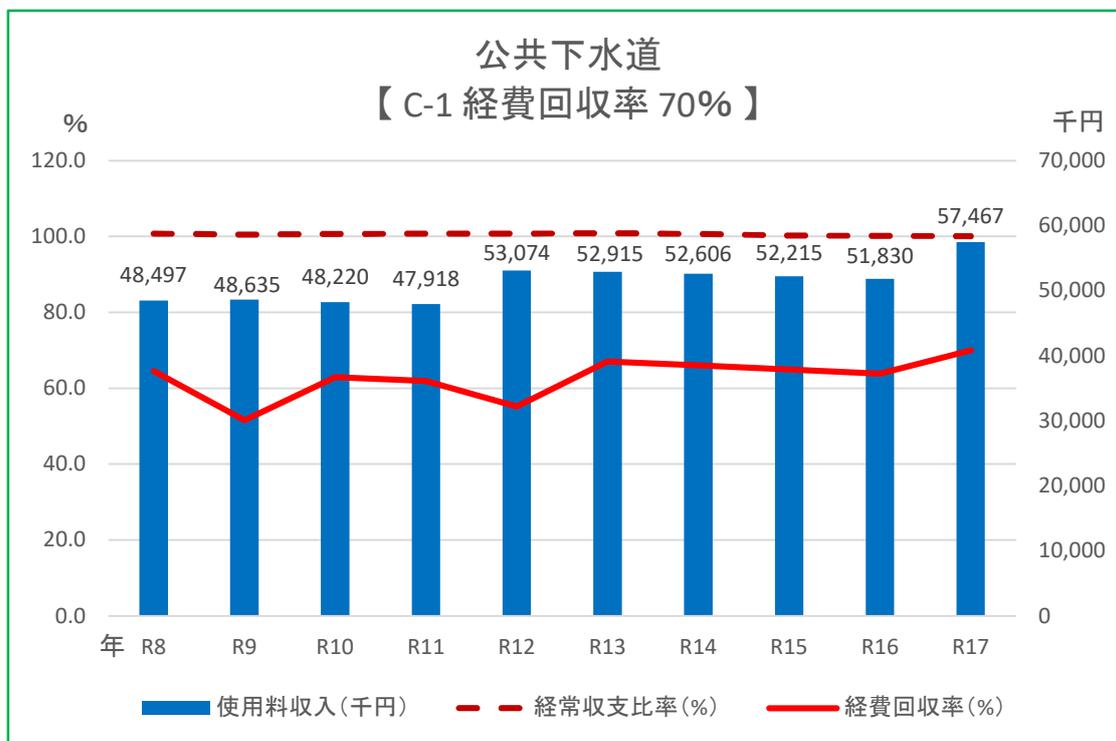


図 7-2 公共下水道 【C-1 経費回収率 70%】

表 7-4 公共下水道 【C-1 経費回収率 70%】

年項目	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035
使用料収入(百万円)	48.5	48.6	48.2	47.9	53.1	52.9	52.6	52.2	51.8	57.5
経常収支比率(%)	100.8	100.5	100.7	100.8	100.8	100.9	100.7	100.3	100.2	100.1
経費回収率(%)	64.5	51.6	62.9	61.9	55.2	67.0	66.0	64.9	63.8	70.0

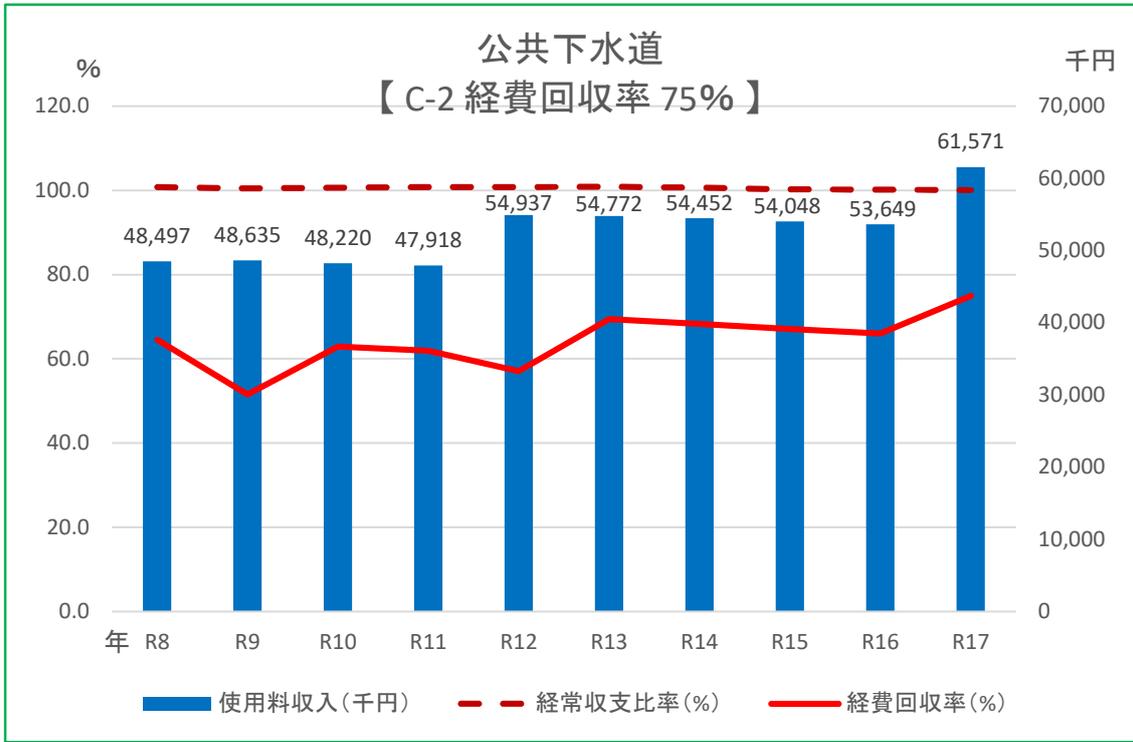


図 7-3 公共下水道 【C-2 経費回収率 75%】

表 7-5 公共下水道 【C-2 経費回収率 75%】

年項目	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035
使用料収入(百万円)	48.5	48.6	48.2	47.9	54.9	54.8	54.5	54.0	53.6	61.6
経常収支比率(%)	100.8	100.5	100.7	100.8	100.8	100.9	100.7	100.3	100.2	100.1
経費回収率(%)	64.5	51.6	62.9	61.9	57.1	69.4	68.3	67.1	66.0	75.0

公共下水道で目標設定した経費回収率より試算された改定使用料を農業集落排水に適用した場合の財政収支の予測を、使用料収入、経常収支比率、経費回収率について提示します。

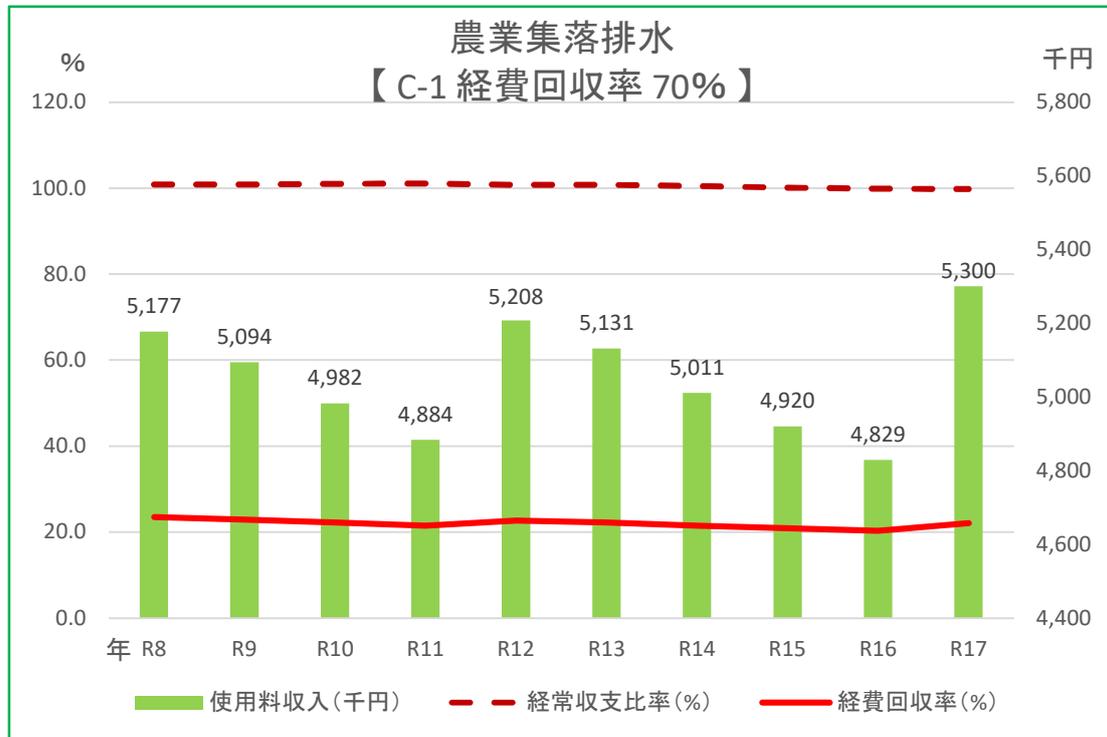


図 7-4 農業集落排水 【C-1 経費回収率 70%】

表 7-6 農業集落排水 【C-1 経費回収率 70%】

年 項目	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035
使用料 収入 (百万円)	5.2	5.1	5.0	4.9	5.2	5.1	5.0	4.9	4.8	5.3
経常収支 比率(%)	100.9	100.9	101.0	101.1	100.8	100.8	100.5	100.1	99.9	99.8
経費回収 率(%)	23.5	22.9	22.2	21.5	22.7	22.2	21.5	20.9	20.3	22.1

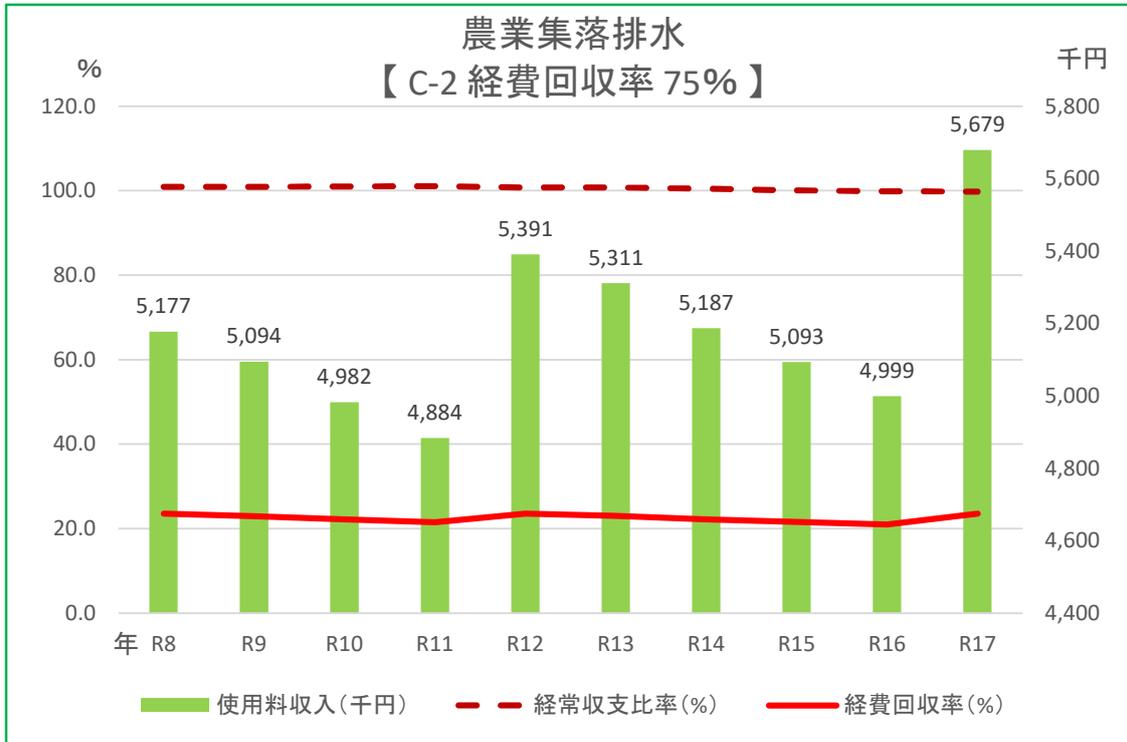


図 7-5 農業集落排水 【C-2 経費回収率 75%】

表 7-7 農業集落排水 【C-2 経費回収率 75%】

年 項目	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035
使用料 収入 (百万円)	5.2	5.1	5.0	4.9	5.4	5.3	5.2	5.1	5.0	5.7
経常収支 比率(%)	100.9	100.9	101.0	101.1	100.8	100.8	100.5	100.1	99.9	99.8
経費回収 率(%)	23.5	22.9	22.2	21.5	23.5	23.0	22.2	21.6	21.0	23.6

用語集

用語集

用語	用語解説
あ アセットマネジメント (AM) (Asset Management)	アセット(資産)マネジメント(運用)とは、一般的に土地や建物といった固定資産や株式・債券等の資産を効率的に運用することを示す。下水道などのインフラ(産業や生活の基盤となる施設)に対して、維持・修繕・改築を計画的に実施し、効率的に施設管理を行うための手法であり、ストックマネジメントに財源(収支)を加えた考え方。
い 一般会計	地方公共団体の会計の中心をなすもので、行政運営の基本的な歳入と歳出を計上した会計。
い 一般会計繰入金	一般会計と特別会計、基金会計等、会計間における現金の移動のことで、ほかの会計から入る資金。
ウ ウォーターPPP	水道、工業用水道、下水道などの水道分野を対象とした官民連携方式で、コンセッション(公共施設等運営事業)方式と、「管理・更新一体マネジメント方式」を併せた総称。
う 雨水処理負担金	雨水処理に係る維持管理費や雨水管渠整備に係る企業債の元利償還金について、一般会計から繰り入れている資金。
え 営業収益対資金残高比率	業務運営上必要な資金を確保できているかを表す指標。この指標が過度に低い場合は、日常の業務運営に支障をきたしかねないことを意味するため、一定水準を確保する必要がある。 ・現金預金残高÷営業収益×100(%)
お 汚水処理原価	有収水量1m ³ 当たりの汚水処理に要した費用のことで、汚水資本費、汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標。
お 汚水処理人口普及率	行政区域内の総人口に対して、汚水処理施設(公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽など)により汚水を処理できる人口の割合。
お 汚水処理費	汚水の処理に要する費用のことで、維持管理費(施設等の維持管理費、人件費等)と資本費(減価償却費、企業債等の支払利息)の合計額。 下水道事業の場合、収益的支出から、雨水処理に要する費用や、分流式下水道に要する経費等を控除した額。
か 改築・更新	老朽化した施設や設備の機能を回復させるために、その全部または一部を再建設、取り替えを行うこと。
か 管渠	下水を収集し、下水処理場まで運ぶ施設・設備。
か 環境基準	環境基本法に規定されている人の健康を保護したり生活環境を保全する目的で、国や地方公共団体が公害防止対策を推進するために設定する、望ましい環境の質のレベルをいう。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染および騒音について設定され、水質では河川・湖沼・海域において、利用目的に適応した水質類型をAA、A、B、C等で表し、その達成期間をイ、ロ、ハで表している。
か 合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水(台所、風呂、洗濯等に使用した水)を戸別にまとめて処理する浄化槽。従来のし尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。
き 企業会計	地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に的確に取り組むための民間企業と同様の会計のこと。
き 企業債	地方公営企業が建設改良事業等に要する資金を確保するために発行する地方債(国等からの長期借入金)。
き 供用開始区域	下水道の供用(使用)を開始している区域。
く 繰入金 (繰出金)	一般会計から下水道事業会計へ繰入れる資金のこと。毎年度総務省から繰出基準が通知され、一般会計側から見た際は「繰出金」と呼ばれる。

用語	用語解説
くりだしきじゆん 繰出基準	繰入金(繰出金)にかかる総務省から通知される基準を指す。下水道事業に関しては、例えば雨水処理に要する経費について、繰出基準として、「雨水処理に要する資本費及び維持管理費に相当する額とする」と定められている。
けいえいせんりやく 経営戦略	「経営戦略」は、公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画。その中心となる「投資・財政計画」は、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画と、財源の見通しを試算した計画を構成要素とし、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出が均衡するよう調整した収支計画である。 ・「経営戦略策定・改定ガイドライン」(総務省より抜粋)
けいじょうしゅうしりつ 経常収支比率	料金収入、繰入金等の収益によって、維持管理費や支払利息等の経常的な費用をどの程度賄えているかを表す指標。 ・ $\text{経常収益} \div \text{経常費用} \times 100(\%)$
けいひかいしゅうりつ 経費回収率	使用料で賄うべき経費を、どの程度賄えているかを表す指標。当該指標は、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す100%以上であることが必要とされる。使用料が高くなりすぎないように一般会計からの基準外繰出金で補填している場合もある。 ・ $\text{下水道使用料} \div \text{汚水処理費(公費負担分を除く)} \times 100(\%)$
けいひかいしゅうりつ 経費回収率の向上に向けたロードマップ	「少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料改定の必要性に関する検証を行うとともに、検証結果を踏まえ、経費回収率の向上に向けたロードマップを経営戦略に記載する」 「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について」(令和2年3月31日・国土交通省水管理・国土保全局 下水道部下水道事業課長通知より抜粋)
げすいおでい 下水汚泥	下水処理場で汚水処理の過程で沈殿したもの。微生物の働きで汚水を浄化する際に、有機物や微生物などが集まって泥状になったもので、産業廃棄物の一種。現在は、肥料、建設資材、燃料などへのリサイクルが積極的に進められている。
げすいどうけいえいせんりやく 下水道経営戦略	人口減少や施設の老朽化といった厳しい経営環境の中で、将来にわたり安定的に下水道サービスを継続していくための中長期的な経営の基本計画。
げすいどうしゅりじんこう 下水道処理人口	下水道施設などの汚水処理施設が整備された区域に住み、実際に下水道を使用している人の数。
げすいどうしゅりじんこうふきゅうりつ 下水道処理人口普及率	行政人口全体に占める下水道の汚水処理施設が利用できる人口の割合。
げすいどうほう 下水道法	下水道の整備を図るための法律(1958年公布)で、対象は市街地等の公共下水道、流域下水道、都市下水路で、その設置・改築・管理基準・費用・使用者義務などを定めている。
げんかしょうきやくひ 減価償却費	時間の経過により資産の価値が減少した分に相当する金額を費用として計上したもの。減価償却費を計上することで、原価から控除する形で資産価値を減少させるため、実態に近い資産価値を表示できる。
こうえいきぎょう 公営企業	地方公共団体が企業として経営する事業のことで、下水道事業、水道事業、病院事業などがある。
こうきょうげすいどう 公共下水道	主として市街地における下水を排除または処理するために地方公共団体が管理する下水道のこと。
こうきょうようすいいき 公共用水域	水質汚濁防止法で、「河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域、およびこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路」と規定されている。

用語		用語解説
	こうしん 更新	改築のうち、「対象施設」の全部の再建設あるいは取り替えを行うこと。(対象施設の一部を取り替えることは修繕または長寿命化という)
	こうせい 更生	破損等によって機能が損なわれた管渠の内側に、新たな管を構築し、管渠の流下機能を回復させること。
	コンセッション事業 (Concession)	上下水道などの公共施設の所有権を公的機関に残したまま、運営権を民間事業者に付与する事業形態。この方式により、民間事業者のノウハウを活用して運営を効率化し、利用者ニーズに沿った質の高いサービス提供を目指します。
さ	ざっそんしつ 雑損失	本業と関わりのない「営業外費用」のなかでも、既存の勘定科目に分類できない損失。
	じぎょうけいかく 事業計画	全体計画に定められた施設のうち、5～7年間で実施する予定の施設の配置等を定める計画。
	しさんげんもうひ 資産減耗費	固定資産を廃棄する際に、帳簿上の残存価値を帳簿から除くための会計処理上の費用。
	していかんりしゃ 指定管理者 せいど 制度	住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等に管理・運営を包括的に代行させることができる制度。
	しほんてきしゅうし 資本的収支	施設の建設による支出の効果が次年度以降に及ぶものや企業債の元金償還などの費用とその財源となる収入のこと。
	しほんひ 資本費	下水道施設を建設する際に借り入れた企業債の元利償還費と下水道債取扱諸費の合計額。
	しほんへいじゆんかさい 資本平準化債	企業債の元金償還期間と実際の下水処理施設の減価償却期間が異なっており、減価償却期間の方が長いことから、当該年度の企業債元金償還金相当額と減価償却費相当額との差額について、発行が認められる地方債のこと。
	しゃかいしほんせいびそうごうこうふきん 社会資本整備総合交付金	国土交通省所管の地方公共団体向けの補助金を一つの交付金に原則一括した総合的な交付金のこと。道路、河川、上下水道、都市公園、住宅等の基幹事業が含まれている。
	しゅうえきてきしゅうし 収益的収支	当該年度の企業の経営活動で発生する収入と、対応する支出のこと。
	しゅうのうりつ 収納率	下水道料金の調定額のうち、実際に収入された金額の割合を表す指標。
	じゆえきしやふたんきん 受益者負担金	公共事業の実施により利益を受けるものに対して、その受ける利益の限度において事業費の一部を負担して頂くもの。
	しゅつしきん 出資金 きじゆんがい (基準外)	資本的支出(建設改良費や企業債の償還元金等)は、資本的収入(国からの補助金、企業債、受益者負担金、基準内出資金等)と補填財源(これまでの利益を基にした積立金や現金の支出を必要としない減価償却費等の内部留保資金)で賄うべきですが、賄いきれない場合に、不足が生じないように一般会計から受け入れている資金のこと。
	しゅつしきん 出資金 きじゆんない (基準内)	他会計負担金と同じ考えで、一般会計が繰り出す資金のうち資本的収入にあたるもの。総務省が基本的な考え方(該当する種類や割合等)を定めており、繰出金の一部について、町が受け取る地方交付税等の計算に算入される。
じようかそう 浄化槽	トイレと連結して、し尿またはし尿と雑排水を処理するための施設。浄化槽にはし尿のみを処理する単独処理方式と、し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理方式とがあり、その構造は建築基準法で定められ、設置、維持管理等については浄化槽法に定められている。浄化槽法の改正により平成13年以降は単独浄化槽の新設が禁止されており、現在、浄化槽とは合併処理浄化槽を指す。	

用語	用語解説
浄化槽補助金制度 <small>じょうかそうほじょきんせいど</small>	下水道整備事業認可区域、農業集落排水事業区域以外の地域で合併処理浄化槽の設置や既存の単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去など費用の一部を補助する制度。
処理区域 <small>しよりにくい</small>	下水道の整備対象とする区域であり、下水道を処理場で処理する区域のこと。
処理場 <small>しよりにょう</small>	⇒終末処理場（終末処理場を通称、下水処理場、処理場、浄化センターなどという）
処理方法 処理方式 <small>しよりにょうほう</small>	下水処理場における汚水の処理方法のことで、本浄化センターでは微生物を用いる「嫌気・好気ろ床法」を採用。
水洗化率 (下水道接続率) <small>すいせんかりつ</small>	処理区域内人口のうち、実際に下水道に接続して汚水処理している人口の割合を表す指標。公共用水域の水質保全や使用料収入の観点から 100%となることが望ましい。 ・公共下水道利用人口÷処理区域内人口×100(%)
ストックマネジメント (SM) (Stock Management)	下水道事業におけるストック(施設)マネジメントは、持続可能な下水道事業を実施するため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理する手段。 国の支援制度(補助金)を受けて、ストック(施設)の改築を実施するためには、本計画に位置づける必要がある。
全体計画 <small>ぜんたいけいかく</small>	将来的な下水道施設の配置計画を定めるもの。
損益勘定留保資金 <small>そんえきかんじょうりゆうほしきん</small>	減価償却費などの現金支出がなく企業内に留保される資金を「損益勘定留保資金」といい、資本的収支の赤字部分に補填する留保資金の1つ。
た 耐用年数 <small>たいようねんすう</small>	固定資産が、その本来の用途に使用できると見られる推定の年数のことで、施設や設備の種類により異なる。
他会計負担金 <small>たかいけいふたんきん</small>	地方公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するため、一般会計が公営企業に対し、繰り出す資金。 総務省が基本的な考え方(該当する種類や割合等)を定めており、繰出金の一部について、町が受け取る地方交付税等の計算に算入される。
他会計補助金 <small>たかいけいほじょきん</small>	収益的収支(下水道使用料等の収入から、維持管理費、人件費、減価償却費及び企業債の支払利息等の費用を引いた額)がマイナス(赤字)になる場合、マイナスにならないよう一般会計から受け入れている資金のこと。
単独処理浄化槽 <small>たんどくしよりにょうかそう</small>	し尿だけを処理する浄化槽。
長期前受金戻入 <small>ちようきまえうけきんもどしいれ</small>	固定資産取得のために過去に交付された補助金等の内、減価償却が必要な資産に充てたものについて、一旦(勘定科目の)負債に「長期前受金」として計上、整理しこれにより取得した資産の減価償却に併せて、毎年度、減価償却相当額を収益として計上、処理するもの。
長寿命化 <small>ちようじゆみようか</small>	改築のうち、「対象施設」の一部の再建設あるいは取り替えを行うこと。管渠においてはライニング等の更生工法のことをいう。
調定件数 <small>ちようていけんすう</small>	下水道料金の請求にあたり検針を行った件数を示す。
独立採算制 <small>どくりつさいさんせい</small>	公営企業が、その経費を事業経営に伴う収入で賄う方式のこと。下水道事業などの地方公営企業においては、地方公共団体の営む事業として一般会計において負担する経費を除き、独立採算の原則に基づいている。
な 農業集落排水処理施設 <small>のうぎようしゆらくはいすいしよりにせつ</small>	農村世帯の生活環境の向上・農業用水の水質保全などを目的として、農村集落におけるし尿や生活雑排水などの汚水を管渠により集め、処理場で処理する施設。
は 排除方式 <small>はいじょほうしき</small>	下水を集めて流す方法のことで、「分流式」と「合流式」とがある。分流式は、汚水は汚水管、雨水は雨水管と別々に集め、汚水は下水処理場、雨水は川や海に流す方式を

用語		用語解説
		いう。合流式は、汚水と雨水を一本の合流管に集めて下水処理場へ流す方式である。
	パブリックコメント (パブコメ) (Public Comment)	公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公 (=パブリック) に、意見・情報・改善案など (=コメント) を求める手続をいう。公的な機関が規則などを定める前に、その影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すもの。
	ふきゅうりつ 普及率 げすいどうふきゅうりつ (下水道普及率)	行政区域内人口のうち、どのくらいの人が下水道を使えるようになったかを表す指標。 ・ 現在処理区域内人口 ÷ 行政区域内人口 × 100 (%)
	ふめいすい 不明水	下水処理場で処理した全汚水量から有収水量を除いた水量。雨どいや宅内配管の誤接合によって流入したり、老朽化した管渠の継手部分やひび割れ、破損箇所から浸入する水と考えられる。
	ぶんりゅうしき 分流式	汚水と雨水を別々の下水管渠で流す方式。汚水だけを処理場に導く方式であるため、雨天時に汚水を河川や海に放流することがないので、水質を汚すことがない。
	ほうかつてきみんかんいたく 包括的民間委託	民間事業者が施設を適切に運転し、一定の要求水準(性能要件)を満足する条件で、施設の運転・維持管理について民間事業者の裁量に任せるという性能発注の考え方に基づく委託方式。
	ほうていたいようねんすう 法定耐用年数	日本の税法では、法令で定められた耐用年数をもとに、税務処理を行う決まりとなっており、各資産に関して法令で画一的に定められている耐用年数を「法定耐用年数」と呼ぶ。
	ほてんざいげん 補填財源	下水道施設の建設改良に必要な経費である資本的収支における財源不足を補い、収支のバランスをとるために使用される財源のこと。減価償却費などの現金の支出を伴わない費用などによって内部に残る資金などがある。
ま	マンホールポンプ (MP)	自然勾配の流下で排水させることが地形的に困難な下水を排除するため、マンホール内に設置した水中ポンプにより揚水して排除する施設のこと。
	みふきゅうかいしょう 未普及解消	汚水処理施設が未整備の地域を解消するために、効率的な整備を実施すること。
や	ゆうしゅうすいりょう 有収水量	下水処理場で処理した全汚水量のうち、水道メーターにより計量された、下水道使用料徴収の対象となる水量。
	ゆうしゅうりつ 有収率	施設の稼働が収益につながっているかを表す指標。 100%に近いほど施設の稼働状況が収益に反映されている。 ・ 年間有収水量 ÷ 汚水処理水量 × 100 (%)
ら	ライフサイクルコスト (LCC) (Life Cycle Cost)	機械や構造物などの費用を、建設・製造～使用～廃棄の段階をトータルして考えたもの。生涯費用ともよばれる。
	りゅうどうひりつ 流動比率	1年以内に支払わなければならない債務に対して、支払可能な現金等がどの程度確保されているかを表す指標。 数値が大きい程短期的な財務安定性が高いと判断される。 ・ 流動資産 ÷ 流動負債 × 100 (%)
	るいせきしきん 累積資金	収入がない状況でも3ヶ月間業務を継続できることを目的とし、積み立てた資金。
	ろうきゅうか 老朽化	時間の経過により状態や機能、品質が低下すること。 下水道施設は管路施設・処理施設・ポンプ場施設に分類され、管路施設の場合、老朽化が進行するとクラック(ひび)、コンクリート強度の低下、鉄筋の腐食が生じたりする。
P	PDCA (サイクル)	Plan (計画) → Do (実行) → Check (点検・評価) → Action (改善) の4段階のサイクルのことで、最後のActionを次のPDCAにつなげ、1周ごとにサイクルを向上(スパイラルアップ)させて、継続的に業務改善を行う手法。

用 語		用語解説
	PFI	Private Finance Initiative の略。 公共サービスの提供に際して公共施設が必要な場合に、従来のように公共が直接施設を整備せずに民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供をゆだねる手法。
	PPP	Public Private Partnership の略。 行政と民間事業者が連携して公共サービスの提供を行う手法のこと。民間の資金やノウハウを活用することで、公共施設の建設・維持・運営の効率化や、行政サービスの質向上を目指す。

大江町建設水道課

〒990-1101

山形県西村山郡大江町大字左沢 882 の 1

TEL (0237) 62-2117 (直通)

FAX (0237) 62-4736 (代表)

■ ホームページ (代表)

<https://www.town.oe.yamagata.jp/>

■ 電子メールアドレス

suido@town.oe.yamagata.jp